

令和6年第4回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和6年 6月 7日

閉会 令和6年 6月14日

熊本県球磨郡湯前町

令和6年第4回定例会

会 期 令和6年6月 7日(金)から 8日間
令和6年6月14日(金)まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
6	7	金	本会議	午前10時	会期の決定、諸般の報告、行政報告、 一般質問
	8	土	休 庁		
	9	日	休 庁		
	10	月	休 会		13:30 企画経済建設常任委員会 議案調査
	11	火	本会議	午前10時	一般質問、議案審議 全員協議会
	12	水	休 会		議案調査
	13	木	休 会		13:30 総務厚生文教常任委員会
	14	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

6 月 7 日 (金)

令和6年第4回湯前町議会定例会

〔第1号〕

令和6年6月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	長	高	木	堅	介
建	設	長	稻	森	一	彦	企	画	長	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田		徹	農	林	長	高	橋		誠
会	計	者	中	園	誠	二		振					
	管							興					
	理							課					

開会 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第4回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、黒木議員、味岡議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（金子光喜君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。
まず、議長の公務について報告します。
3月27日、本町において、長洲町議会議会運営委員会の研修を受け入れました。研修では、本町でのタブレットの導入について、経過やメリットを説明し、意見交換を行いました。
4月1日、湯前町保健センターにおいて、町職員の辞令交付式が開催されましたので出席しました。
4月7日、湯前町消防団辞令交付式並びにポンプ操法大会が開催されましたので、全議員で出席いたしました。
4月11日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。冒頭に、九州地方整備局八代河川国道事務所より、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて説明がありました。
4月15日、西米良村において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の委員長会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。
4月24日、里宮神社において、農産物豊穰祈願祭が開催されましたので、全議員で

出席しました。

5月14日、熊本市において、熊本県町村議会議長会研修会が開催されましたので出席しました。研修では、「地域公共交通政策の今後について」と題して、名古屋大学大学院環境学研究科 教授 加藤博和 氏による講演が行われました。

5月15日、本町、商工会で湯前町商工会総会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。

5月16日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので出席しました。同日、佐賀市において、九州治水期成同盟連合会の定期総会が開催され、椎葉副議長に出席いただきました。

5月21日、全国議長・副議長研修会が東京都で開催され、椎葉副議長と共に出席しました。

22日、県関係国会議員への要望が行われ、球磨郡からは、「豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について」、「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備について」、「雇用対策について」の4点を要望しました。

5月23日、本町遺族会館において、戦没者慰霊祭が行われましたので出席しました。同日、多良木町において、上球磨正副議長会定期総会が開催されましたので、椎葉副議長と共に出席しました。役員改選については、会長に多良木町 宇佐議長、副会長に水上村 那須議長、監事にあさぎり町 小見田議長と私、金子が選任されました。また、令和6年度の事業計画については、例年どおりの事業を予定することになりました。

5月24日、本町農村環境改善センターにおいて、上球磨森林組合総会が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。同日、本町さがらにおいて、湯前町観光物産協会総会が開催されましたので出席しました。

5月29日、西都市において、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が開催されましたので出席しました。

5月31日、湯楽里におきまして、観光案内人協会総会が開催されましたので出席しました。

6月3日、B & G海洋センターにおいて、郡民体育祭結団式が開催されましたので出席しました。

6月4日、西米良村及び西都市において、三市町村議会国道整備促進合同協議会の現地調査が行われましたので、企画経済建設常任委員と共に出席しました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告3件、議案14件、同意1件、議会提出は、議員派遣1件となります。

一般質問は、5人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と処理経過及び結果について報告します。

陳情1件を受理しております。

5月29日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属さないもの、町単独で判断できないものという理由により、議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にございますので、そちらをご覧ください。なお、緊急議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおりです。報告書は同じく議長室にございますのでご覧ください。

監査委員から、3月、4月、5月の「例月現金出納検査結果報告書」が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されていますので、ご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

2番（西 靖邦君） おはようございます。

人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和6年第2回臨時会が5月30日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について報告します。

1点目、令和5年度一般会計繰越計算書の報告について、令和5年度一般会計補正予算の議決した、クリーンプラザのリサイクル工場等情報処理設備更新業務の繰越明許費の3,659万1,000円について、翌年度繰越額を3,630万に調整した、計算書の報告を受けました。

2点目、あさぎり町議会の4月改選により、本組合議会の議会運営委員会委員構成を次のとおり一部変更しました。議会運営委員長に、新たに球磨村の田代利一議員、委員に水上村の杉野貴文議員、委員8名中、欠員1名を補充しました。

3点目、議員派遣について、新組合議員の管内施設研修が、令和6年7月5日、令和7年2月上旬に全議員の視察研修が令和6年9月26日から27日に、それぞれ実施されます。なお、視察研修の主な目的は、クリーンプラザの次期施設建設に関する先進事例の調査研究です。

以上で人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（金子光喜君） 次に、公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

8番（倉本 豊君） おはようございます。

球磨郡公立多良木病院企業団議会臨時会の報告をいたします。

令和6年第2回臨時会は、昨日6月6日木曜日に招集、会期を1日とし、午後3時に開会、午後3時48分に閉会されました。

今回の臨時会はあさぎり町議会議員の一般選挙後初めての議会ということで、改選に伴い、新たにあさぎり町より5名の議員が病院企業団議員に選出されました。また、改選による議長欠員に伴う議長選挙につきましては、水上村選出の荒嶽晋議員が指名推薦により指名されました。

議会運営委員会においては、あさぎり町の小松英一議員、加藤弘議員、水上村の小川恵議員が選出され、欠員となっておりました副議会運営委員長に、水上村の小川恵議員が選任されました。

追加にて、監査委員の選任同意につきましては、前任の議会選出監査委員の任期満了に伴うものであり、あさぎり町選出の小谷節雄議員を選任し、原案どおり議会にて同意されました。

以上、簡単ですが、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります

議長（金子光喜君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

5番（森山 宏君） おはようございます。5番議員の森山です。

上球磨消防組合議会の報告を行います。

令和6年5月13日に令和6年第1回上球磨消防組合議会臨時会が開催されましたので出席しました。

当日はあさぎり町の議員の改選により、組合議会副議長の選挙となり、議長欠席のため森岡議員を仮議長とし、副議長選挙を行い、あさぎり町選出の橋本議員に決まり、副議長により、議事が進行されました。

会期は5月13日の1日限りに決定いたしました。

報告2件はいずれも令和5年度上球磨消防組合、一般会計継続費繰越計算書の報告でした。

議案第5号、物品売買契約の締結については、資機材搬送車1台、後方支援機材一式を含めます。税込み2,030万6,000円で、原案どおり可決いたしました。

以上、令和6年第1回上球磨消防組合議会臨時会の報告を終わります。

続けて、5月24日に熊本県消防学校にて開催された、消防救助技術大会で、上球磨消防署チームが、匍匐救出の部で1位となり全国救助大会出場が決まり、ブリッジ救出の部でも1位となり、九州救助大会出場が決まりました。

熊本県代表としての活躍を期待します。以上です。

議長（金子光喜君） これで、諸般の報告を終わります。

- - - - -

日程第4 行政報告

議長（金子光喜君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長（長谷和人君） 改めまして皆さんおはようございます。

それでは第4回湯前町議会定例会に当たりまして、令和6年3月から5月までの行政報告を行わせていただきます。なお、主な行政報告のみ読み上げさせていただきたいと思います。

3月4日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会令和6年第1回定例会が開催されましたので出席いたしました。

7日から15日にかけて、議会議場におきまして、第2回議会定例会本会議が開催されましたので出席いたしました。この定例会には、令和6年度施政方針及び予算編成方針をはじめ、条例の制定・改正、一般会計予算、副町長の選任など、45件の議案等を提案し、全議案ご可決いただいております。

9日、五木村役場におきまして、新たな流水型ダム事業の方向性・進捗を確認する仕組み第3回会議が開催されましたので出席いたしました。

10日、中学校体育館におきまして、第77回湯前中学校卒業証書授与式が開催されましたので出席いたしました。卒業生は25名でありました。

12日、湯楽里におきまして、ワーケーション参加企業との意見交換会が開催されましたので出席いたしました。

3月18日、応接室におきまして、奥球磨みらいのもり創造協議会総会が開催されましたので出席いたしました。

19日、応接室におきまして、湯前町農業再生協議会臨時総会が開催されましたので出席いたしました。

21日、小学校体育館におきまして、湯前小学校卒業証書授与式が開催されましたので出席いたしました。卒業生は37名でありました。

22日、熊本市熊本大学病院におきまして、熊本大学病院、馬場教授退職の報を受け、公立多良木病院開設者協議会により訪問し、これまでの医師派遣など感謝の意を伝えております。同日、球磨地域振興局におきまして、3月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。八代復興事務所から「坂本橋上部工架設着手について」、「立野ダム試験湛水検討委員会の状況について」説明を受けました。また、ひごらボからグリーンニューディール創造支援事業について説明を受けた他、令和6年度事業計画など、郡内の諸課題について協議を行いました。

25日、人吉市クリーンプラザにおきまして、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席いたしました。全議案とも原案どおり可決されて

おります。

3月25日、人吉クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和6年3月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。令和6年度普通交付税の算定に用いる基礎数値の案分率に関する協議をはじめ、懸案事項に関する協議を行いました。同日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道第138回取締役会が開催されましたので出席いたしました。各工事の年度繰越のほか、球磨川第4橋梁建設工事の工程等について協議を行いました。同日、人吉市人吉温泉鍋屋におきまして、球磨畜産農業協同組合閉組式が開催されましたので出席いたしました。昭和23年に設立した組合ですが、令和6年4月1日に熊本県畜産農業共同組合との合併に伴う閉組となりました。

26日、あさぎり町ポッポ館におきまして、第11回くま川鉄道再生協議会総会が開催されましたので出席いたしました。上下分離導入に伴う規約の改正をはじめ、令和6年度事業計画（案）及び予算（案）等が審議され、全て原案どおり可決されております。

27日、熊本市ホテル日航熊本におきまして、第77回熊本県町村会定期総会が開催されましたので出席いたしました。冒頭に、熊本県町村会表彰が行われ、「優良町村の部」において、本町が受賞しております。また、「自治功労者の部」を、功労者の部として、一般職在職25年以上の職員に対しまして、本町におきまして4名が受賞しております。また会議におきまして、各郡町村会からの要望事項が審議され、球磨郡からは、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」、「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「雇用対策について」の3件が提出され、今後、県知事・県議会議長及び県選出国會議員に要望活動を行う予定となっております。

29日、錦町役場におきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会、令和5年度第3回理事会が開催されましたので出席いたしました。令和6年度事業計画（案）、令和6年度収支予算（案）、肥後銀行との観光振興における包括連携協定締結等について協議を行っております。

30日、湯前町改善センターにおきまして、湯前線開業100周年記念フォーラムが開催されましたので、パネラーとして出席し、くま川鉄道の必要性和鉄道における地域活性化について発言をしております。

4月1日、集団検診室におきまして、副町長就任式が開催されましたので出席し、辞令を発令しております。引き続き、一般職員等の辞令交付式が開催され、令和6年度の新規採用1名、暫定再任用職員3名、人事異動職員及び地域おこし協力隊の新規採用2名に辞令を交付いたしました。終了後、職員全体朝礼が開催され、訓示を行っております。同日、洋会議室におきまして、湯前町公の施設に係る指定管理者指定書交付式が開催されましたので出席し、指定書の交付を行っております。同日、改善センターにおき

まして、湯前町教職員辞令交付式が開催されましたので出席いたしました。

2日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社辞令交付式並びに社長訓示を行っており、出席しております。辞令の交付と訓示を行っております。

4日、湯楽里におきまして、JAくま菊生産部会通常総会が開催されましたので出席いたしました。生産の対前年度比は、数量・販売実績とも88パーセントでありました。

7日、B & G海洋センター内におきまして、湯前町消防団辞令交付式及び消防ポンプ操法大会が開催されましたので出席しております。退団者24名、入団者5名に対して、辞令の交付が行われております。なお、ポンプ操法大会の主な成績につきましては、

- ・小型ポンプの部 優勝 第4分団3部 2位 第1分団1部 3位 第3分団3部
- ・自動車ポンプの部 優勝 2分団1部でありました。

9日、湯前小学校におきまして、湯前小学校の入学式が開催されましたので出席いたしました。新入生は男子12名、女子7名の計19名でありました。同日、湯前中学校におきまして、湯前中学校の入学式が開催されましたので出席いたしました。新入生は男子20名、女子18名、計38名でありました。同日、人吉市球磨地域振興局におきまして、4月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。くま川鉄道再生協議会の現状報告、JR肥薩線の復旧、管内主軸事業上京要望、新規採用職員研修会の実施、球磨郡町村会の要望に対する熊本県の対応など、郡内の諸課題について協議を行っております。

4月10日、五木村役場におきまして、川辺川（流水型）ダム建設に関する五木村訪問が開催されましたので出席をしております。

12日、熊本県庁におきまして、川辺川ダム建設促進協議会による「川辺川流水型ダムの早期完成に関する要望」が開催されましたので出席いたしました。同日、グリーンパレス炊飯棟におきまして、ワーケーション参加企業との意見交換会が開催されましたので出席しております。企業からは、漫画フェスタ及び年間を通した観光客誘致に向けたインバウンド対策やSNS等を活用した情報発信について提案をいただいております。

16日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和6年4月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。次期ごみ処理施設に係る建設事業費の仮試算をはじめ、入札及び随意契約締結結果について協議を行っております。同日、くま川鉄道再生協議会の新法人に係る協議が開催されましたので出席しております。同日、湯楽里株式会社取締役会が開催されましたので出席いたしております。

17日、洋会議室におきまして、区長会が開催されましたので出席し、新任の区長に委嘱状を交付しております。同日、商工会館におきまして、商工会青年部総会が開催されましたので出席しております。

18日、仕出しのと～るにおきまして、JAくま青壮年部湯前支部通常総会が開催されましたので出席いたしました。39名の部員により、農業生産の経営合理化をはじめ、知識の向上などに取り組んでおられたところでございます。

4月19日、原木市場におきまして、株式会社未来工房燻煙木材研修が開催されましたので出席し、歓迎の挨拶をしております。

22日、議長室におきまして、令和6年第3回議会臨時会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案等の概要を説明しております。同日、議会議場におきまして、令和6年第3回議会臨時会本会議が開催されましたので出席いたしました。令和6年度湯前町一般会計予算など、4議案等を提案し、原案どおりご可決いただいております。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行っております。

新入庁職員・地域おこし協力隊員の紹介について　くま川鉄道災害復旧工事の進捗について　水田活用の直接支払交付金について　令和6年度職員採用試験の実施方針について　JR肥薩線(八代-人吉間)の鉄道復旧基本合意についてでありました。

23日、応接室におきまして、森づくり実行委員会総会が開催されましたので出席いたしました。

25日、味工房さがらにおきまして、湯前町認定農業者同志会第27回総会が開催されましたので出席いたしました。経営改善目標の達成のための情報交換・研究・研修などが行われておりました。

26日、水上村水上学園におきまして、水上村立水上学園総合落成式が開催されましたので出席いたしました。

28日、改善センターにおきまして、那須良輔風刺漫画劇場「まんがと戦争」が開催されましたので出席しております。

4月30日、応接室におきまして、湯前町農業公社理事会が開催されましたので出席いたしました。

5月1日、西米良村役場におきまして、西米良村長を訪問し、公立多良木病院の医師招聘など意見交換を行っております。

3日、長洲町の金魚と鯉の里広場におきまして、第29回火の国長洲金魚まつりが開催されましたので出席いたしました。長洲町とは、B&G海洋センター設置自治体として交流があり、ゆのまえ漫画フェスタにも例年応援していただいております。ゆっくん出演と特産品の展示販売など、本町のPRを行ってきております。

7日、人吉市球磨地域振興局におきまして、5月定例町村長会議が開催されましたので出席いたしました。熊本県立大学の取り組みをはじめ、くま川鉄道再生協議会の現状報告、管内主軸事業上京要望及び、球磨郡民体育祭の対応など、球磨郡の諸課題につい

て協議を行いました。

10日、熊本県庁におきまして、木村知事及び県庁各部署へ、副町長と共に挨拶のため訪問しております。同日、熊本市ザ・ニューホテル熊本におきまして、熊本県B & G地域海洋センター連絡協議会総会が開催されましたので出席いたしました。総会の中で、令和5年度利用状況の優良海洋センター表彰が行われ、湯前町が「上屋付・屋外プール（人口比率）第1位」を受賞しております。

13日、人吉市アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和6年5月定例理事会が開催されましたので出席しました。次回の議会臨時会提出議案と随意契約の承認、入札結果とごみ処理施設基本構想の報告などを審議しております。同日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会第1回臨時会が開催されましたので出席いたしました。

14日、東京都砂防会館別館におきまして、全国道路利用者会議第76回定時総会が開催されましたので出席いたしました。総会で採択された決議をもとに、総会終了後、県役員により県選出国會議員への要望活動が行われております。

15日、東京都砂防会館別館におきまして、道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回通常総会が開催されましたので出席いたしました。この協議会では、地域住民が快適で、豊かに、そして安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のために、道路予算の確保等について、政府与党はじめ、地元選出国會議員への要望活動を行っております。終了後、命と暮らしを守る道づくり大会が開催されましたので出席しております。

16日、東京都砂防会館別館におきまして、インフラメンテナンス市区町村長会議全国大会が開催されましたので出席いたしております。大会で採択された決議をもとに、国土交通省など各省庁に要望活動が行われております。

18日、くま川鉄道沿線におきまして、役場職員ボランティアによる、くま川鉄道沿線草刈り作業が開催されましたので出席しております。

20日、東京都全国町村会館におきまして、ダム・発電関係市町村全国協議会理事会・定例総会合同会議が開催されましたので出席しております。

21日、小研修室におきまして、湯前町敬老会実行委員会が開催されましたので出席しております。同日、応接室におきまして、湯前町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会が開催されましたので出席しております。同日、洋会議室におきまして、湯前町シルバー人材センター総会が開催されましたので出席しております。同日、湯楽里におきまして、公認奥球磨ロードレース大会実行委員会総会が開催されましたので出席しております。このロードレース大会は令和5年度をもって終了し、実行委員会は解散となりました。今後は、令和7年度開催に向けて、女子駅伝を検討していくことになって

おります。

5月22日、町長室におきまして、气象台長とのホットライン訓練が開催されましたので参加をしております。

23日、遺族会館におきまして、湯前町戦没者慰霊祭が開催されましたので出席しております。

24日、改善センターにおきまして、上球磨森林組合総会が開催されましたので出席いたしました。総売上が3連続22億円を超えるなど、好調な業績で推移していたところでございます。同日、洋会議室におきまして、ゆのまえ漫画フェスタ実行委員会が開催されましたので出席しております。今年の漫画フェスタにつきましては、11月24日に予定となつたところでございます。同日、味工房さがらにおきまして、湯前町観光物産協会定期総会が開催されましたので出席をしております。

25日、大阪市におきまして、第27回関西地区湯前ふるさと会総会が開催されましたので出席しております。総会の出席者は24名でありました。

5月27日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行っております。

まんが美術館改修等事業について 美術館特別展事業について 地域産業交流施設の指定管理料について 湯前駅レールウイング複合施設改修事業の進捗状況について 定額減税についてでした。同日、応接室におきまして、農業公社理事会が開催されましたので出席しております。

28日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社辞令交付式が開催されましたので出席し、新たに雇用した副支配人に辞令を交付しております。同日、熊本市ホテル熊本テルサにおきまして、球磨川流域治水協議会が開催されましたので出席いたしました。この協議会では、流域の自治体と九州地方整備局、九州農政局、熊本地方气象台、九州森林管理局及び熊本県が連携して、流域全体の水害を低減させる治水対策を検討していくところでございます。

29日、西都市におきまして、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が開催されましたので出席いたしました。全議案とも原案どおり可決され、令和6年度も未改良区間の整備促進と道路整備促進のための予算確保について、要望活動を行う予定となっております。同日、応接室におきまして、令和6年第4回議会定例会開催に伴う議会運営委員会が開催されましたので出席し、議案等の概要を説明しております。

30日、人吉市クリーンプラザにおきまして、令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が開催されましたので出席いたしました。全議案原案どおり可決されております。同日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里株式会社の取締役会が開催されましたので出席しております。同日、湯前木材事業協同組合総会が開催されましたので出席

いたしました。賃熱処理事業は昨年比 124 パーセントという結果でありましたが、製品の売れ行きが不振等により目標額には達しなかった旨の報告があったところでございます。

5月31日、東京都砂防会館別館におきまして、全国治水期成同盟会連合会通常総会が開催されましたので出席いたしました。この会は、治水・利水事業のため、各地方治水大会、治水事業促進全国大会等の活動を通じて、国会、政府並びに関係機関に対して要望活動を行っていくところでございます。

以上、早足でございましたが、行政報告を終わらせていただきます。

議長（金子光喜君） これで行政報告は終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第5 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第5、「一般質問」を行います。

本日は、西議員、山下議員、椎葉議員の3名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に発言を許します。

一つ、今後の「にぎわい創出や人の集まる地域づくり」に向けた計画や展望について、西議員の質問を許します。

2番（西 靖邦君） ただいま、金子議長のご指名いただきました。議席番号2番、西靖邦でございます。本日は通告書にしたがい質問をさせていただきます。質問による現状や課題の認識等を執行部内で共有していただいた上での答弁をお願いいたします。

質問事項、今後の「にぎわい創出や人の集まる地域づくり」に向けた計画や展望について、要旨1、にぎわいを生み出し、具体的な取り組みによる、住民が「住んでいて良かった」と感じる「まちづくり」の考えはないか。

町民の皆さんから、おっばい祭り等もなくなったし、賑やかがないとの声が聞かれます。現在の地域の賑わい状況は住民満足度について、どのように評価されていますか、執行部に伺います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員のほうから、賑わい状況や住民の満足度の評価ということで執行部のことですが、町では、令和2年度に当時の湯前小学校の

4年生から6年生の児童と湯前中学校の全生徒ですね。それとあと、16歳以上の全住民に対しまして、まちづくりのアンケートを実施したところでございます。その中で、16歳以上では、生活環境の分野でございますけれども、自然環境の豊かさ、また上水道については60パーセント以上が満足、どちらかといえば満足という結果となっております。一方、住宅関連では、民間住宅の数、住宅の宅地や住宅の取得のしやすさの満足、どちらかといえば満足という部分でいきますと15パーセント以下と低い状況になっております。また働く場所では、満足、どちらかといえば満足が9パーセントと低い結果となっております。住環境等については、自然豊かで過ごしやすい反面、雇用や住宅・職面に関しては、なかなか満足度が低いというところで、こちらとしては評価をしてるところでございます。

2番(西 靖邦君) 執行部の評価内容を理解しました。私はですね、本町の賑わい満足については、正直なところ、低い評価を持っております。具体的には、商店街の空き店舗が目立ち、住民の交流が減少していると感じています。さらに、住民交流のイベントが少なく、町全体が活気に欠けているように思います。湯前町総合計画に述べられる、賑わい創出という言葉は、まちづくり計画における事業目的の決まり文句なのでしょうか。この言葉は一般的に、人々の交流や活動を促進し、活気や賑わいを生み出すことを目指す活動や施策を指します。具体的な事業目的として使われることもありますが、一般的な目標や理念を表す言葉でもあります。本町のにぎわい創出という言葉は、施設整備の計画以外に、他の活動や施設も含むのでしょうか。具体的にどのような活動や施策が該当するのか、執行部に伺います。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) にぎわい創出につきましては、施設以外のイベント開催など、ソフト事業についても、ソフト事業も考えております。具体的に本町で取り組んでる内容としては、町外から誘客事業としまして、ワーケーション事業やロゲイニング大会などを開催しております。また、広域連携事業としましては、奥球磨駅伝大会、自転車競技大会などが考えられます。

2番(西 靖邦君) にぎわい創出という言葉が、単に施設整備の計画に留まらず、地域全体の活性化に向けた幅広い取り組みを組むというご説明をいただき、大変理解が深まりました。今後も本町がさらに、にぎわいを創出し、多くの人々に愛される場所となるために、引き続き、多角的な施策を推進していただくよう、お願い申し上げます。そもそも、何をもちにぎわいと言うのでしょうか。歩行者の数が増えればいいのか、地元商店街の売り上げを増やしたいのか、観光客を集めたいのか、地元の日用使いにしたいのか、売り上げ総額が増えればいいのか、客単価を上げたいのか、町民活動が活発になればいいのか、事業に結びつく活動がしたいのか、まずは、ターゲットは誰なのかを明確にして、その場所におけるにぎわいの本質を捉え、定義をしっかりとる。そして、

携わる人が共通認識を持つことで、本当のにぎわいを手に入れることに繋がるでしょう。にぎわい創出という言葉は、しばしば表面的なスローガンとして使われがちです。しかし、本当に必要なのは、自分たちの町にどのようなにぎわいが欲しいのかを具体的に言語化することです。この点について、執行部はどのように考えておられますか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議員ご指摘のとおり、にぎわい創出については、求める人や地域産業構造によって異なるものと考えております。農業や林業、商工業といった産業を中心としてのにぎわいや、観光などサービス産業を中心として、新たに、にぎわいを創出する場合においては、目標や手法を絞り込んだ具体的な計画とすることが重要と考えております。人流が活発になることによって、地域経済が動き出せば、おのずとにぎわい創出ができるのではないかと考えております。

2番（西 靖邦君） にぎわい創出は、単なるスローガンで終わらせるのではなく、地域の特性やニーズに基づいた具体的な取り組みを通じて実現されるべきです。住民や関係者が一体となって、具体的なビジョンを共有し、持続可能なにぎわいを目指すことで、地域全体の活性化を図ることができるのではないのでしょうか。また、自分の町に欲しいにぎわいについて、もう1歩深く掘り下げて言語化し、地域住民や関係者の意見を取り入れながら進めていくことが大切かと思っております。なぜ、にぎわいのあるまちづくりが重要なのか、理由はいくつかあります。一つ目、地域経済の活性化。にぎわいのあるまちづくりは、地域経済の活性化に繋がります。観光客や訪問者の増加、地域内でのイベントや商業施設の活発化によって、地域の商店街や企業の売り上げを向上し、公の創出や地域経済の発展が促進されます。二つ目、地域コミュニティの結束。にぎわいのあるまちづくりは、地域住民の交流や結束を高めます。地域でのイベントやアクティビティを通じて、住民同士のコミュニケーションが促進され、地域の愛着や誇りが生まれます。三つ目、観光地としての魅力向上。にぎわいのあるまちづくりは、観光地としての魅力を高めます。地域の文化や歴史、自然景観などを活かしたイベントや観光施設の整備によって、観光客の訪問や滞在が増加し、地域への観光収入が拡大します。四つ目、若者定住促進にも貢献します。にぎわいのあるまちづくりは、若者が暮らしやすい環境を提供し、地域での生活や仕事に魅力を感じるきっかけとなります。若者の定住が促進されることで、地域の人口減少や高齢化の問題を緩和する効果も期待されます。五つ目、地域のブランディングとアイデンティティの強化。にぎわいのあるまちづくりは、地域のブランディングやアイデンティティの強化に繋がります。地域独自の文化や、特色を活かしてもらってまちづくりを行うことで、地域の個性は際立ち、他地域との差別化が図れます。これらの要因から、にぎわいのまちづくりは、地域全体の活性化や持続可能な発展に不可欠であると言えます。にぎわいのあるまちづくりの重要性について、執行部の考えをお伺いしたいのですが、どのような見解をお持ちでしょうか。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） にぎわい創出によって、お金や物、人の流れが活性化することで経済活動も活発となるなり、地域全体が活性化することは十分承知をしているところでございます。またそれから、それらの活動を一過性のもので終わることではなく、持続的に展開させることが重要だと認識しております。

2番（西 靖邦君） 地域経済の活性化や住民の生活の質向上、さらには観光客誘致など、にぎわいのあるまちづくりが多くのメリットがあると理解しております。特に地域経済の活性化においては、地元企業の支援や新たなビジネスチャンスの創出が期待され、これにより、雇用の増加や、地域全体の経済循環が促進されることは大変意義深いです。また、住民の生活の質向上に関しても、魅力ある公共スペースの整備やコミュニティ活動の活性化が重要であり、これらが、住民の皆様の幸福度向上に繋がると考えております。にぎわいを生み出すための具体的な取り組みは様々です。以下はその1例です。一つ目、地域イベントの開催。フリーマーケット、音楽フェスティバル、食のイベントなど、地域住民や観光客が集まるイベントを定期的で開催することで、地域の活気を高めることができます。二つ目、コミュニティセンターの活用。地域のコミュニティセンターや公共施設を活用して、ワークショップやセミナー、スポーツイベントなどを開催し、地域住民の交流を促進します。三つ目、商店街や市場の活性化。地域の商店街や市場において、店舗の改装や新たな店舗の誘致、イベントの開催などを通じて、地域の衝動化を図ります。四つ目、地域ブランディングの推進。地域の特産品や文化、観光地などを積極的にPRし、地域ブランドを構築することで、観光客や新たな住民の呼び込みを図ります。五つ目、地域の歴史や文化の保護と活用。地域の歴史的建造物や文化遺産を保護し、それらを活用したイベントやツアーを通じて、地域の魅力を発信します。六つ目、地域住民の参加を促す取り組み、地域住民が自らのアイデアやスキルを活かして、地域活動に参加できるようなプログラムや支援を提供し、地域コミュニティの活性化を図ります。具体的な取り組みによって、本町におけるにぎわい創出を推進していくという考えがあるのか、執行部に伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） にぎわい創出の推進していく考えはあるのかということでございますけれども、第6次湯前町総合計画におきましては、町民一人一人が、夢と誇りを持って活力ある未来を創造し、人と自然と歴史が調和したまちづくりの実現をすることを大きな目標としております。過疎化が進む中で、過疎化また高齢化が進行する中で、本町においては、にぎわいの創出が必要不可欠なものと考えております。町として、令和6年度においても、地域イベントの開催や、商店街の活性化、地域資源を活用し、引き続き、地域活性化に図っていきたいと思っております。

2番（西 靖邦君） 本町には何かが魅力あり、だからこそ今、約3,500人の人が住んでいます。私たちは、その魅力をさらに期待するとともに、現在の住民の幸せを大切

にする政策を重視していくべきかと思っております。町長として、にぎわいづくりをどのように定義しておられるのか、お伺いしたいのですがいかがでしょうか。

町長（長谷和人君） にぎわいづくりの定義というご質問でございますけども、にぎわいづくりにつきましては、議員からご紹介があったように、地域経済の活性化、地域コミュニティの活性化、それから観光地の確立、それから若者定住など様々な要素がございます、単純には定義は難しいのかなというふうに思っております。ただ本町に住んでいただいております、町民お一方お一方がですね、或いはまたは、湯前町を応援していただく皆様方が、将来にわたって夢と希望を持ちながらですね、元気に生活ができると、この部分が一番大事な点かなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

2番（西 靖邦君） にぎわいづくりの定義につきまして私はですね、イベントの開催、商業の活性化、施設やインフラの整備と多岐にわたる要素を組み合わせ、地域に活気と魅力を持たらすための戦略的な活動全般の取り組みであると思っております。将来、地域住民が湯前町に住んで良かったと感じるように、町全体が一体となって、にぎわいのあるまちづくりに取り組み、持続可能な発展を目指して参りましょう。地域住民や関係者の皆様と連携し、共に目標を達成するために努力していただきたいと考えています。

次に要旨2に移らせていただきます。要旨2、観光客や訪問者を引きつけるための具体的な戦略や取り組みによる、「地域の魅力」を高める考えはないか。令和5年5月8日以降、新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、旅行を楽しむ人が増えました。そのため、国内外の観光客を引きつけるため、自治体の観光振興の重要性は、ますます高まっています。本町における観光客や訪問者を引きつけるための、それぞれの取り組みに関して、以下の項目についてお尋ねします。一、商業地域の活性化。商業地域の活性化策として、どのような具体的な取り組みを行っていますか。地域の小売店や飲食店の活性化に向けて、どのような支援やプログラムが提供されていますか。二、観光資源の活用。地域の自然や文化資源を活用した観光プログラムや体験型ツアーはどのように提供されていますか。地域の観光資源を活用して、訪問者を引きつけるための、宣伝やマーケティング活動はどのように行われていますか。三、地域イベントの開催。地域イベントの企画や運営において、地域住民や関係団体との連携はどのように行われていますか。地域イベントの多様性や魅力を向上させるための取り組みは何ですか。四、コミュニティ活動の推進。地域コミュニティの活性化や参加促進のための取り組みはなんですか。地域住民の声や意見を反映された、イニシアティブやプロジェクトがどのように推進されていますか。これらの質問を通じて、現在の状況と比較し、様々な形の展開が地

域の観光振興や訪問者の増加に十分対応できているのか。また、取り組みの実施状況や課題点、改善の余地などについて、執行部の総合的な見解を伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 西議員の四つの取り組みの例を取り上げていただきまして、今お話をされたところでございますけれども、まず取り組み状況につきましては、まず一つ目ですね、商業地域活性化策につきましては、商工会と連携しまして、補助事業の取り組み等を行いまして、小売店等に支援を行っております。観光資源の活用につきましては、現在SNSなどを活用してですね、キャンプ場の誘客を行っております。地域イベントにつきましては、漫画フェスタを始めまして、人吉球磨観光地域づくり推進協議会という協議会がございます。ここにつきましては、三日月花祭など、地元下村婦人会などが参加して、関係団体と連携を図っているところでございます。コミュニティ活動につきましては、住民が主体的に活動できる仕組みづくりをですね、役場としても後押ししまして、地域活動の助言を努めてまいっております。

2番（西 靖邦君） 地域の観光に向けたさらなる発展のために、必要なポイントを明確にさせていただきたいと考えております。観光客や訪問者を引きつけるための戦略的な取り組みは様々あります。以下に幾つかの具体的な戦略を挙げてみます。一、地域資源の活用。まんが美術館とレールウイングのコラボレーションイベント。まんが美術館での展示やワークショップと、レールウイングのコスプレコンテストや、アニメ上映会イベント、地域特産品フェア、地元の特産品を紹介するマーケットやフードフェスを定期的に開催し、訪問者に地域の魅力を伝える。二、歴史的資源の活用。歴史散策ツアー、地域の歴史的な名所を巡るガイドツアーを企画し、訪問者に地域の歴史と文化を紹介する。歴史再現イベント。地元の歴史を再現するイベントを開催し、観光客に歴史を体験してもらう。人的資源の活用。地元のガイドやボランティアによるツアー、地域の専門知識を持つガイドや、ボランティアが観光客に地域の魅力を伝えるツアーを実施する。地元アーティストやクラフトバンの展示会、地元のアーティストやクラフトバンの作品を展示・販売するイベントを開催し、地域の文化をアピールする。イベントの充実。定期的なフェスティバルやマーケット、季節ごとに異なるテーマのフェスティバルやマーケットを開催し、訪問者に常に新しい体験を提供する。スポーツイベント。地元のスポーツイベントを開催し、観光客や地域住民参加を促す。デジタルマーケティング。SNSでキャンプ地域の魅力を発信するSNSキャンペーンを展開し、若年層や海外からの観光客を引きつける。オンライン通話やバーチャル体験、遠方の人々がオンラインで地域を体験できるようなバーチャルツアーや体験プログラムを提供する。これらの戦略を組み合わせ、湯前町の魅力を最大限に引き出し、観光客や訪問者の増加を図ることが重要です。このような具体的な取り組みについて、執行部の考えを伺いたいと思います。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） まず地域資源の活用では、現在まんが美術館とレー
ルウイングの改修事業に取り組んでおります。イベント開催と併せ、地域特産品などの
販売ができればなと思っております。次に、歴史的資源の活用につきましては、町内には多数文化財が有しております。その資源を活用した町内周遊ルートの
検討や、人吉球磨観光地域づくりが日本遺産をコンテンツに旅行販売もしております。
そういった活用を図りながら誘客に繋げればなと思っております。次に、人的資源につ
いてですが、観光案内人協議会が本町には存在しておりますので、その方々の協力が必
要となりますが、地域の魅力を伝えていければなと思っております。地元アーティスト
等の展示につきましては、そのような相談があれば、こちらとしても柔軟に対応してい
きたいと思っております。次に、イベントの充実ですが、先ほど述べました、地域資源
の活用と同様、施設の利活用の面、現在行っています、スポーツ大会の継続実施などの、
今後検討していかなければならないと思っております。最後にデジタルマーケティング
につきましては、商工会青年部がAR事業にも取り組んでおります。そのようなデジタ
ル活用を活用しまして、にぎわい創出のほかに、今後増えるであろうインバウンドも含
めてですね、町を知ってもらえる仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

2番（西 靖邦君） 地域の観光振興に向けたですね、さらなる発展のために必要な
ポイントを明確にさせていただきたいと考えております。観光客や、すいません、間違え
ました。これらの戦力を組み合わせて、湯前町の魅力を最大限引き出し、観光客、訪問
者の注目を図ることが重要です。観光振興には様々な取り組みが考えられますが、一つ
の明確な方向性を決めることが重要かと思えます。これにより、全体的な戦略を統一し、
効果的に資源を活用することができると考えております。先ほどの戦略に挙げている、
まんが美術館と令和7年度に完成するルールウイングの全天候型屋外ステージのコラボ
レーションによる、観光イベントは考えられないでしょうか。具体的なコラボレーシ
ョンのアイデアとしては、以下のようなものがあります。一、漫画フェスティバル。まん
が美術館の展示やワークショップと屋外ステージでのコスプレコンテストやアニメ上映
会を組み合わせたイベント。二、アートと音楽のコラボ。まんが美術館展示と屋外ス
テージでの、ライブパフォーマンスやミュージカルの上演を組み合わせたアートフェス
ティバル、三、地域特産品フェア。まんが美術館での特別展示と屋外ステージでの地
元特産品を紹介するマーケットやフードフェスを組み合わせたイベント。四、教育プロ
グラム。まんが美術館での教育ワークショップと屋外被災時の講演会やディスカッシ
ョンを組み合わせた教育イベント。このようなコラボレーションにより、地域の魅力
を最大限に引き出し、観光客や住民にとって魅力的なイベントを改正できると考え
ます。執行部として、このようなコラボレーションの可能性について、どのように考
えておられますか伺います。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 議員から素晴らしいアイデアを提案いただきまして、ありがとうございます。町としましてもまんが美術館とレールウイングを活用したイベントの開催は必要と考えております。イベントの内容については、町だけで検討するものではなく、商工会、観光物産協会、そのほか関係団体と関係者と一緒になって、本町にふさわしい内容とするイベントが重要であるということで考えております。また現在整備しています、湯前駅を中心とした再開発を行っております。町だけの目線でなく、関係者の意見を取り入れた整備内容としております。今後も商工会などと連携し、議員から提案された内容を参考にしながら、地域資源であるまんが美術館とレールウイングを活用したイベントを開催し、集客イコールにぎわい創出を推進してまいりたいと考えております。

2番(西 靖邦君) このようなコラボレーションによりですね、本町の魅力をさらに引き立て、観光客の増加を目指していただきたいと考えております。町長として、町の政策施策において、多様な人々の交流やコミュニティ形成を促進する重要性について、お聞きしたいのですが、どのようにお考えですか。

町長(長谷和人君) 本町におきましては、漫画県熊本の中の漫画におきましては、老舗の町ということで、私自負しておるところでございますけども、四半世紀以上に渡りまして、漫画に本町としては関わっております。この漫画の町を核といたしまして、これまで開催してきました、多くのイベント、漫画ファンの方々から中心に多様な人々が来ていただいております。昨年度のイベントにおきましても、遠くは青森、また新潟から全国各地から湯前を訪れていただいております。またその多くの方々ですね、複数回、来町していただいているという状況にもあるところでございます。このように、湯前町のファンが増えることは、ある種、湯前町の活性化に図る上で極めて重要であるというふうに考えております。また、毎回私も申し上げておりますけども、令和2年7月豪雨災害で被災したくま川鉄道、これが令和7年度中には全線開通する見込みでございます。終着駅効果を十分発揮してですね、これらの事業を展開していきたいと思っております。私日頃から、ピンチをチャンスに捉えるということを申し上げております。復旧後の集客施設の拠点としての駅前再開発に今現在取り組んでおるところでございます。これら整備しました施設を拠点といたしまして、様々な人々と交流やコミュニティ形成をですね、今後とも推進していきたいというふうに思っているわけでございます。以上でございます。

2番(西 靖邦君) 多様な交流機会があることで、住民の生活の質が向上し、幸福度が高まります。また多様な文化やイベントがあることで観光客も増加し、地域の知名度が向上します。このように多様な人々の交流やコミュニティ形成は非常に重要かと私も考えております。湯前町が持つ豊かな地域資源、貴重な歴史的資源、そして、素晴ら

しい人的資源を活かし、にぎわいや交流人口増加に繋ぐための具体的な取り組みについて、是非とも前向きにご検討いただきますようお願い申し上げます。この取り組みは、湯前町の未来を切り開く重要な鍵となります。地域の魅力を最大限に引き出し、多くの人々が訪れ、住み続けたいと感じるまちづくりを目指しましょう。執行部の皆様の尽力と情熱が町の発展に大いに寄与することを確信しております。私たち議会も全力でサポートさせていただきます。共に力を合わせ、湯前町の明るい未来を築いていきましょう。これにて一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、今後の「にぎわい創出や人の集まる地域づくり」に向けた計画や展望について、西議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、今後の「にぎわい創出や人の集まる地域づくり」に向けた計画や展望についての関連質問を終わります。

以上で西議員の質問を終わります。

次に、一つ、湯楽里の入浴料について、山下議員の質問を許します。

9番（山下 力君） 議長から許可をいただきましたので質問要旨にしたがい、質問をいたします。今回の入浴定期券、50パーセントアップの値上げであります。利用者1人、年間4万4,000円が6万6,000円になります。町が90.5パーセントを出資している団体の値上げにしては、大幅で尋常では考えられない値上げだと私は思っております。平成8年、9年、10年、グリーンパレス一帯を整備する際の目的、施設の位置付け、住民の福祉政策等、町の考えが反映されていない値上げだと思っております。公共料金、燃料、物価、人件費等の高騰で指定管理者が運営が厳しいのは理解いたしますが、厳しいからといって定期券利用者だけに負担を求めるのはいかがなものか。町長として、住民に配慮不足の値上げだと思っております。そういった思いから質問をさせていただきます。まず、伊藤課長に説明を求めます。今回の入浴定期券の値上げ、指定管理者の役員会でいつ頃から議論が始まり、4月1日から施行、現在は移行期間だと思いますけれども施行されています。この間の経緯を時系列に改めて説明を求めます。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今回の定期券の値上げの経緯でございます。令和5年12月27日に第5回取締役会で、温泉、宿泊、レストラン、キャンプ場の利用料については全て値上げをしております。しかしながら、経営努力をしているにもかかわらず、赤字が縮小されてないということで、取締役会のほうでご意見がございました。その中で、定期券も見直すべきではないかという意見が出されまして、令和6年1月29日でございます。議会全員協議会で湯楽里定期券の入浴券の値上げについての協議をさせていただいております。続いて、令和6年2月15日でございます。第6回取締役会

で定期入浴券の議題が挙がり、2か月1万1,000円の新料金が決定されたところでございます。令和6年2月26日に取締役会を受けまして、議会全員協議会で湯楽里定期券入浴券の値上げについて報告をしたところでございます。令和6年2月29日、町長の決裁を受けまして湯楽里株式会社へ、その旨を回答したというところでございます。

9番(山下 力君) 町長にお尋ねをいたします。今課長から経緯の説明を受けましたけれども、いわゆる指定管理者の町長は代表でありますし、第三セクターゆのまえ温泉湯楽里株式会社の社長であります。そういう位置付けで、町長は役員会に出席をされておられると思います。そして、今説明があったとおり、値上げが決定された後、その後ですね、町長として、役場庁舎内で今回は湯楽里の値上げが決まったと、課長さんたちを集めてでも良いですし、みんなの意見を聞かせてくれと、いわゆる、定期券の値上げについて、それから値上げのアップ率ですね、それから高齢者政策等を考えて、皆さんの意見を伺いたいと、こういった会議というか、協議をなされたことはありますか。

町長(長谷和人君) 今のご質問がございましたけども、課長会におきましては、その議論はしていないところでございます。

9番(山下 力君) 私はですね、町長として、いわゆる意見を聞く必要があったと思っております。と言いますのも、グリーンパレス条例の8条、利用料金、別表3に、定期券の項目もありませんし、利用料金額も記載がありません。課長の皆さんから、いわゆるそういう会議を開いて意見を求めたら、課長さんのほうから条例改正が必要ではと意見もあったかもしれません。そういった意味で、会議を開くべきだったと私は思っております。改めて、今の質問に対して答弁をお願いします。

町長(長谷和人君) 今のご質問の中で条例の部分もございましたんですけども、今回は先ほど担当課長が説明いたしましたように、経緯につきましては、これまでの経営状況が大変厳しいという部分を受けまして、取締役会の中で議論を尽くした上、このような形で決定をさせていただいたところでございます。加えて、今おっしゃいました、湯前町グリーンパレスの設置及び管理に関する条例でございますよね、その中で、条例の話が多分課長から出てくるんじゃないかというふうなお話でございましたけども、私としては、この条例にしたがいましてですね、今回については、その手続きを行ったという解釈であるところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 今町長は、現条例で値上げしても問題ないと、そういう判断をして、値上げをしたという説明ですが、その理由をお聞かせください。

町長(長谷和人君) 現条例の中と合わせまして、地方自治法の244条の2の規定の中の8項と9項がございまして、この条文の中にございまして、部分を引用いたしますと、条例等に指摘してちゃんとできるということでの解釈で行っているところでございます。

9番(山下 力君) 今の答弁に対しては、また後程質問をいたします。次に、今年の4月の18日、熊日新聞に掲載されました、氷川町の立神峡公園の指定管理者が、条例に基づかずに利用料金を徴収していた問題です。利用者の指摘で発覚し、町は問題を認め、利用者に説明、謝罪、早急に料金を返金するよう行政指導を行ったという記事があります。そこで課長に確認しますが、どのような事件であったのか、情報があればお聞かせください。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 氷川町の記事につきましては、私たちも承知をしております。私は新聞記事の令和5年12月に報道がなされた記事だろうと思っておりますが、当該自治体のホームページによりますと、当施設の利用料金は町の条例に定められた利用料金、利用料、あと自主事業による料金と規定をされておりましたけれども、いずれも徴収した金額が条例には定めてられない料金を徴収していたということでございます。氷川町のほうにもお聞きしました、条例で定めてなかった料金は何だったんですかということで、お尋ねしましたところ、光熱水費が徴収をされていたということでございます。またキャンセル料等もお話があったけれども、キャンセル料につきましては条例の中です、3日以内にキャンセルがあった場合については、3日以後については、3日前です、3日前までに利用の許可を取り消した場合については、キャンセル料は取らないという形で条例に定めてあったんですけれども、その5日とかいう前にキャンセルがあった場合については、キャンセル料を取っていたということで、それについては、今返金の事務をやっているということで報告がっております。

9番(山下 力君) 課長の説明を聞きましたけれども、指定管理者が条例で定めていない、別表に利用料金の記載のない利用料金を徴収していたということですよ。間違いないですよ。今の説明聞けばそうですよ。違う、じゃあ弁明してください。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 光熱水費につきましては、本来指定管理の中に含めている中で、町が指定管理者に支出していると。ただ今回は含めてる部分に対して利用者から徴収しているので、その分については条例違反ということで、返金の事務手続きをしているという形になってます。

9番(山下 力君) とにかく指定管理者が条例で定めていない、条例に基づかない料金を徴収していたということですよ。そういうことですよ。そこで町長にお尋ねしますけれども、町長が就任された半年後の令和元年10月に定期券、3か月を1万円を1万1,000円に10パーセント値上げされております。そして今回、3か月1万1,000円を2か月1万1,000円。いわゆる値上げ率50パーセントでございます。しかし、条例は改正されていません。氷川町と一緒に条例に基づかずに指定管理者は利用料金を現在徴収・收受しております。これを言った理由はですね、いわゆる、グリーンパレス条例8条、利用料金、別表3に入浴定期券の区分もありませんし、利用料金額の記載がありま

せんのが一つ。理由はですね、そして二つ目に、地方自治法244条の2、9項で、利用料金は条例で定めなさいとあります。先ほど言いましたように定めてありません、記載されておりません。この二つが条例に基づかずに、指定管理者が利用料金を徴収・收受しているという私の考えです。町長、グリーンパレス条例8条、別表3に利用料金が記載されてないことは認めますよね。

町長（長谷和人君） 条例上に明確に定期券と回数券については書いてはございません。ただいまおっしゃってる中身の中です、今回解釈させていただいたという条文の中にですね、今回、条例上に利用料金の減免規定が設けられておまして、その定期券、回数券については、この規定を根拠にですね、これ平成10年3月からでしたが、湯楽里はオープンしてるんですけども、これからずっとこの減免措置が講じられてきておりますので、これまでに何ら支障なく出てきております。加えまして9項の中に、公益上必要があると認める場合については、それで良いんだという解釈のもとでやってるわけでございますので、この自主事業として、この湯楽里の定期券と入浴券につきましては、料金の設定をし、そして、先ほど課長から答弁しておりますように、この分につきましては、町長として承認しておるということでございますので、これまでそのような形で運用を行ってきたと。以上でございます。

9番（山下 力君） 地方自治法244条の2第9項で、利用料金は条例で定めなさいと、もう定めてないのは認められました。そして、減免処置で平成10年から行ってるから何も問題ないと、その当時の減免措置をした理由ですね。お聞かせください。

町長（長谷和人君） 当時の私のほうはですね、補助金等のほうについては担当させていただいたので、今の部分については、ちょっとわかれな部分があるんですけども、当時は公共の福祉のために、この温泉部門についても、設けられたということで、解釈しておりますし、当時の財政シミュレーション上ではですね、1日の定期券と回数券とはお話が違うんですけども、シミュレーションでは1日500円の想定がされておったんですけども、もうこの時から、近隣施設の温泉施設の300円という形で、したほうが良いんじゃないかということで運営がなされてきております。加えまして、今のご質問の定期券、それから回数券についても、当時そのへんのところを含めたところですね、1万2,000円でございますか、定期券が準備されて、公共の福祉のために、公益上ということで認められて、これまできたんではなからうかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

9番（山下 力君） 条例とはですね、議会も住民にもわかりやすいように作るのが条例なんです。その244条の2の9項で条例で定めなさいという法律があるんですから、グリーンパレス条例の別表にですよ、それを追加で区分と料金額を書いたら済

む話なんですよ。記載されていないことはもう認めておられますんで、条例改正しますって言われませんか。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午前 11時46分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 先ほどの地方自治法の244条の2の第9項ですね、先ほど申しておりますように利用料金については、公益上必要があると認める場合を除くか、今おっしゃるように条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものというふうに規定がございます。また、先ほど申しておりますけども、町条例の第10条に、町長におきましては、利用料金について特別の事情があると認める時には、その全部または一部を免除するという規定がございます。これにつきましては、再三申しておりますけども平成10年設立当初から、この条文規定に基づき定期券、回数券については、これまで運用してきたという認識でございます。以上でございます。

9番（山下 力君） 難しい話しはよかったですよ、わからない人にわかるような、条例を作っていただきたいと思うんですよね。地方自治体はですね、いわゆる法律と条例と規則等々で運営してるんですよ。その中の条例をわかりやすく、色々言われましたけども244条の2の規定によってですね、条例を定めたら済む話なんですよ。記載がないのは認めておられるんですから、条例改正しますとできないですか。地方自治体がですね、法律と条例で規則で運営されておらずに、地方自治体のトップの町長が、考え方で運営されるということがあればですね、今の町長の答弁で理解しますけども。

議長（金子光喜君） 答弁調整のため休憩します。

休憩 午前 11時48分

再開 午前 11時48分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

町長（長谷和人君） 先ほど申しておりますことをまた繰り返しになるかもしれませんが、これまで弾力的な運用を行ってきておりますし、加えてこの中で、いろんな形ですね、この10条の規定を設けながら、湯楽里のほうにつきましては、グラウンドゴルフセットとかですね、いろんなものをその中にパッケージしておりますので、弾力的運用というのはそのことを申し上げておるところでございますので、小さい噛み砕

いたところまでに改正が及ぶんではなからうかなというところもございますので、これまでこういうふうな形で弾力的な運用をさせていただきましたので、このままの状態運用させていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

9番(山下 力君) 何回も言いますが、議会、住民がわかりやすいような条例を作っていただきたいと思います。記載すれば済む話ですから、それが今後の一つの基本になってくるんですよ。町長、たまにはな、住民の声、住民を代表する議会の声ですから聞いていただきたいと思います。

町長(長谷和人君) 先ほど申しました弾力的な運営ということで、これまでしっかりと運営をしてきております。今山下議員のおっしゃった内容につきまして、先ほど私が申しました、課題点も幾つかございますので、そこら辺はしばらくちょっと持ち帰らせていただきたいというふうに思っております。検討させていただければと思っております。以上でございます。

9番(山下 力君) 町長、今の話はちょっと理解しませんが、条例改正をしてくださというのには忘れませんから。主張はします。次にですね、課長、町条例の湯前町公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例について、お尋ねしますが、9条に協定の締結があります。指定管理者の指定を受けた団体、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結することになっております。9条の2項で利用料金に関する事項があり、協定で利用料金の締結を行うようにとあります。現在どのようになっていますか。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 湯前町グリーンパレスの管理に関する協定というのを結んでおります。これにつきましては、今年度から令和6年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。すいません、5年間で手続きをしているところでございます。

議長(金子光喜君) 答弁調整のため休憩します。

答弁の確認が必要となりましたので、時間を要します。

昼食のための休憩に入らせていただきます。

- - - - -
休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分
- - - - -

議長(金子光喜君) 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、山下議員の一般質問の途中です。発言を許します。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 午前中は大変失礼しました。山下議員のご質問です。公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の中で、第9条、協定の締結の条文がございます。第2項第3号に利用料金に関する事項ということで、定めてある額

ということでございますけれども、協定書につきましては、先ほど午前中に話したとおり、令和6年4月から令和11年3月31日まで、協定を結んでますということで、利用料金につきましては、第22条に利用料金の決定ということで定めております。利用料金は、乙が条例で定めた額を下回らない範囲で定めるものとする、ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて、甲と乙の協議を行うものとするという条文がございます。

9番(山下 力君) 条文を聞いたんではないんですよ、いわゆる3号に協定書に締結協定書に料金を書いてあるかないかを質問しています。

企画観光課長(伊藤賢一郎君) 協定書の中には、料金の記載はないです。

9番(山下 力君) 町長とそれから代表とか社長とか同一の長谷町長が兼務されてますね、この指定管理者制度の中の一つに、いわゆる指定管理者を取り消すことができる、とあるんですよね。その時に、同じ人物だったら弊害が出るんじゃないかというふうに思います。ですから今後ですね、それら等も検討していただいて、やはり同一人物じゃちょっと弊害というか、おかしいところもあるから、町長は町長の職に専念していただいて、ほかの人を代表なり、社長に就任していただくということも一つ、検討をしていただきたいというふうに思います。それから次にいきます。伊藤課長、条例とはをちょっと課長にお尋ねしますが、私が思う条例とはですね、まず一つに、議員必携にはですね、地方公共団体の事務に関して定める法規の一種であるって書いてある。その法規とはどういうものかと言いますと、憲法、法律、命令、規則、またはそれらの規定であるんですよね。そして、いわゆる法的拘束力を持つと、この意味は、法律の立場に立って自由、行動を拘束するものと。そして、先ほど言いました、今度は3回目ですけど、条例はやはり、執行部だけじゃなくて、議会、住民が知るべきと、理解しておくべきという観点からいけば、地方自治法の16条の2項にですね、いわゆる条例の制定改廃が議決された場合は、町長は公布をしなければならないと、その公布とはもう、ご案内のとおり、住民に対して知らせる、周知させるという意味ですよ。ですから、条例改正とかはするべきと。いわゆる先ほどから減免処置を取ってしていないとか、いわゆる下回らない範囲で改正しているから、良いというような説明をされますけども、そういうことじゃなくてですね、やはり条例をもう少し重く受けとめて、記載すべきことは記載したほうが良いと思うんですよ。私は条例をこのように思っています。課長よりも町長にお尋ねしましょうか。条例とは。

町長(長谷和人君) 午前中の議論にまた戻るかなと思っておるところでございますけども、地方自治法上の2の規定の中に8と9でございますか、8項9項がございまして、この中で、公益上必要があると認める場合を除くということでございますけども、これは料金の承認料金制度という制度がございまして、この中で、基本的な枠組みの範

困の中で町長の承認を得て運用を今までやってきたというところでございますので、減免の10条でございましたか、これらを適用してこれまで開設当時から運用をしてきたという形になっているところでございます。加えて、これまでそういうふうなことで公共の福祉のために弾力的な運用もちゃんとやってきておりますので、これで私としては行かせていただきたいという思いでの答弁をさせていただいたところでございますので午前中と一緒にいるかもしれませんが、そういう思いでございます。

9番(山下 力君) 私の尋ね方がおかしかったかもしれんですけども、そういうことを聞いてるんじゃないんですよ。条例とは町長はどういうふうに理解されていますかということ聞いてます。

町長(長谷和人君) 本来の地方自治体におきましては、条例なりですね、上の上位の法律あたりに基づきながら運営をしてきておりますので、今回のお話の中にございます部分については、山下議員のおっしゃる部分については、十分理解はするところでございますが、運用に関しては、このままの状態弾力的な運用をさせていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

9番(山下 力君) 先ほども言いましたけども、地方自治は法律、条例、規則等で運営してるんですよ。町長が言う運用は、私はないと思うんですね、いわゆる法的には、そういうことを言わずにですよ、条例改正したら済む話ですよ、条例にいわゆる記載すれば済む話なんですよ。それできませんか。

町長(長谷和人君) またちょっと条例の基本的なことを申し上げるところでございますけども、条例につきましては、地方公共団体が制定する自治立法でございます、一つには事務に関する、それから、先ほど言いましたけども法律の範囲内に定めるもの、それから憲法の規定に抵触しないものというふうになっておまして、再三申しておりますけども、特定の住民が利益を得るだけではなく、全ての住民に対して、公平公正に対して運営をしていくということで条例に基づいて行政運営を行っていくという解釈の下で今動かしをしてるという部分でございます。失礼いたしました。

9番(山下 力君) もう少し踏み込んで条例について、条例改正について、質問をいたします。いわゆる私が条例改正をしてくれという理由ですね。申し上げますと、まず一点目に、いわゆる定期券の項目も利用料金も記載されておきませんので、わかりやすく、住民がわかりやすく理解するためには記載をしてくださいというのが一つ。二つ目に、グリーンパレス条例8条2項に別表に定める額を下回らない範囲で指定管理者が定めるとあります。別表3にあります、定める額を下回らない範囲、この文言をですね、削除していただきたいと、この削除の、私が要望する理由を申し上げますと、一つに、現在の別表3、一日券の利用料金だけしか書いてありませんけれども、この下回らない範囲を使うことは利用料金の下限を設けてあるんですよ、ということは、私なりに解

積すると、利用者の利用料金よりも指定管理者のほうを保護するための条文だと思うんですよ。管内のある町村では、利用料金は利用料の限度額を設けてあります。いわゆる上限を設けてあります。この条文が各町村は多いと思いますよ。上限を求めることによって、利用者の立場に立った、利用料金の設定ができるんじゃないかというふうに私は思います。だから、この下回らない範囲という文言を削除していただきたい。それと二つ目に、地方自治は二元代表制をとっておりまして、執行機関と議会、対等の関係だと思います。議会の役割の一つに、執行機関を住民の立場に立ってですね、監視、チェックするのが議会だと思います。現在の条例、下回らないという下限を設けてありますと、指定管理者が値上げをする場合、議会の役割というか、果たせません。この条例、8条利用料金についてはですね、平成17年の10月、全協で説明して、平成20年の3月に利用料金300円を400円に条例改正して以来ですね、先ほど言いますように、下回らない範囲、下限を設けてありますので、この利用料金に対して条例改正がもう16年もないんですよ。ですから、条例改正をしていただきたいということですよ。町長にお尋ねしますけども、今ちょっと3点ほど言いましたけれども、いわゆる記載してください。下回らない範囲を削除してください。その理由も言いました。そういったところを改正する考えがないか、お聞かせください。

町長（長谷和人君） 今山下議員から、まず一つは明確にしてほしい。それから下限ではなくて、上限ですね、設けてほしいと。それから二元代表制であるということで、議員の皆様方のご意見を伺っての改正にしてほしいという、三つの点だったというふうに思っております。これまでこの運用につきましては再三申し上げておりますけども、これまで弾力的な運用と言いますかね、柔軟な運用をするために、このような条例文になってるんじゃないかなというふうに思っております。それは先ほどもおっしゃった湯楽里側に立ったという立場でお話をされたんですけども、ここの湯楽里につきましては、当然株式会社という部分がございますので、その側面に即しながらの、この条文の考え方で、私は当初から成り立たんじゃないかなというふうに思っております。それから今の上限の考え方についても、当然当時からそういうふうなことで、弾力的な運用をするということで、毎回毎回、いろんな方で今物価スライドとかですね、燃料高騰とか、沢山の課題点があるわけでございますが、その都度に条例を改正するというのは、非常に手間がいるのではなからうかというところで、会社側のほうの立場に立って、弾力的な運用という形で、この条文になったのではなからうかなというふうに思っております。加えて一番最後の部分でございますけども、いわゆるこの利用料金については、議会の関与を強めたいとの思いかなというふうに思っておるところでございます。不都合な場面があったということであれば、これまで議会のほうには、議会全員協議会でもですね、通じまして、取締役会で決まった話をですね、させていただきながら、逐一ご報告をし

ながら、ご意見もお伺いしながら、これまで来たという経緯がございますので、今回こういうふうなご意見をいただきましたということでですね、検討はさせていただくところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 色々説明されて、そういう事情で下限を設けているんじゃないかという話ですよ。他町村は上限のほうが多いんですよ。ですから、上限を設けたほうが、いわゆる、住民の、利用者の利用料金を考えたらそのほうが良いんじゃないかと。ですから、町長の見解もあると思いますけれども、やはりですね、現実に合わせてほうが良いですよ。それと町長が弾力的に運用、運用と言いますが、それは法律でも何でもありませんよ、ただ町長の判断でそういうふうに答弁されているだけで、言われるようにですね、いわゆる検討するって最後は言われましたけども、町長の性格からいって改正はないと思いますよ。しかしですね、それは性格で政治を、湯前町政を動かしてもらったら困るんですよ。やはり皆さんに合わせてくださいよ。いわゆる、弾力的運用で行かせていただきたいということを言われますけども、それは今度は法的にですね、何か根拠を示してもらえんですか、法律、条例を制定してそれでいったら良いのに、町長は弾力的な運営と、もう2回か3回か言われますよ。それは完全にもう町長の性格と考えますよ。条例を整理したら済む話ですよ。何でそれに拘るんですかね。改めて見解をお聞かせください。

町長(長谷和人君) 地方自治法の244条の規定の中に、公益上必要が認められる場合というのがございまして、もうこの解釈の下に、これまでこの運用がなされてきたものというふうに私としては思っております。加えまして、今回の定期券、回数券の値上げ、定期券の値上げに関しましては、山下議員もご存じかと思えますけども、新型コロナウイルス感染症によりまして、この4年間、大変な思いで湯楽里の経営をしてきております。一社長として、申し訳ない部分もあるわけでございますけども、累積の赤字もかなり大きくなっておりまして、もう背に腹を変えられない状況となっております。この中で取締役会では、これまでホテル部門、レストラン部門、こういうのも値上げをずっとしてきました。検討してまいりました。唯一残ってたのがこの定期券でございまして、この定期券を申し訳ないけども、値上げをさせていただけないかということで、取締役会の中で、昨年12月、この話が出てまいりまして、今先ほど課長が答弁しましたような形でですね、現況になってしまったということもご理解していただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 今の運営が大変厳しいと。だから、温泉部門だけじゃなくて、いろんな施設の値上げもしてきたという話ですけども、ああいう施設はですね、利用者あっての経営なんですよ。世の中の一般的な理論としてですね、値上げしたら計算通り売り上げが伸びると、そういうことは絶対ないです。何回も言いますが、あそこを

施設を作った以上、整備した以上はですね、ある程度の公金からの支援、これは必要なですよ。今言いましたけども、いわゆる条例改正を本当はですね、してほしいと、町長からそういう改正しますという声を聞きたいんですよ今日。今言いましたように、今現在、定期券入浴者が約160人ですね、1月末現在で、その人当たり年間2万2,000円の売り上げを、負担増を求めて、350万円の増収を計画されておりますけども、利用者の声を聞きますとですね、厳しいですよ。いわゆる、具体的に利用者の声を届けますとですね、2月の末から3月初めに聞いた話ですね。いわゆる値上げが決まった後、3月議会が始まる頃までの話。いわゆる町内の利用者に多いのはですね、夏場、6月から9月はもう我が家のシャワーで我慢すると。町外の利用者に多いのはですね、定期券の期限が切れたら更新はしないと。いわゆる他町村の1,000円でも2,000円でも安いところに行くと。そして、公共料金の物価高騰等で経営が厳しいのは理解しますけれども、ただ一気にですね、50パーセントアップはないでしょうと。いわゆる3年5年かけて、いわゆる緩和策ですね。段階的に値上げをしていただいたら、具体的に言いますと、1年に1,000円500円くらい、1,500円くらい上げて、3年くらいかけて5,000円くらいの値上げだったら、更新をします。そして、もう極端に言えば定期券の利用者は後期高齢者の方が多いですので、唯一の楽しみが温泉だったと、これが来れなくなるのが寂しいという声なんですよ。ですから町長、いわゆる毎日多忙で、色々な判断をされる町長ですから、疲れておられるでしょう。こういった住民に直結する負担はですね、やはり町長だけの判断ではなくて、議会、各課長さんたちに、何か意見を言ってくれと、その意見を尊重するからと、それがどういう意見が出るかわかりませんよ。やはり、やっぱり利用者に温泉に来ていただくような価格設定をしていただきたいと。ぜひそういうふうにして、条例改正をしていただきたい。いわゆるその料金もですが、先ほどから言う、記載していただきたい。それから、下回らない範囲の条文を削除していただきたい。そういった条例改正をぜひやっていただきたいと思います。町長、同じ答弁がもしれんですけども、答弁を求めます。

町長（長谷和人君） 住民の立場に立ったような形での湯楽里の運営をしてくれという一言かというふうに思っております。そして、公的支援のお話もしていただきました。この点については私も助かるところでございます。ただこの公的支援関係につきましてもですね、やはり、自前の自助努力があつてこそ、議会のほうにご相談するという部分もあるかなというふうに思っておりますので、ここはこのくらいの程度で答弁をさせていただきますと思っております。加えまして、先ほど申し上げましたけども、湯楽里株式会社におきます経営状況、大変厳しいございまして、その中で唯一、値上げがなかったのが定期券ということでございました。定期券の中身、少しちょっと申し上げておるところでございますが、1.5倍というふうになっております。1日の方の1単価が

ら申しますと、今回値上げさせていただきまして、1日196円。これまでの3か月で1万1,000円の場合につきまして、69円か70円だったと、すいません、ちょっと私が計算ミスしたらいけないんですけども、70円等での1日のご負担をお願いできないかという思いでございます。加えまして、この取締役会の中でいくつかの案がございました。私は一番安い部分のところを社長として、2か月の1万1,000円プラス1,000円の食事券を付けるということで、私としてはそれを決定させていただいた経緯もあるところでございます。年金生活者のお話も聞きました。十分理解をしております。今回の定期券につきましては、年金生活者ばかりではございません。この目的については、不特定多数の皆様方に湯楽里をご愛用をいただくという実態もございまして、今お聞きしましたお話については、十分承知したところで今後の運営に行かさせていただきたいと思えますし、先ほどからの件につきましても、取締役会また課長会等でですね、こういうことだがどうだろうかというふうなお話は聞きたいというふうに思って、聞いた結果によって、湯楽里の経営に関して、役に立つかわかりませんが、その話は聞きたいというふうに思っております。以上でございます。

9番(山下 力君) 町長もわかっておられると思いますけども、温泉というのはですね、1人入ろうと、500人入ろうと、温泉を沸かす経費は一緒なんですよ、ですから、1人当たりの単価を言う前にですね、何人来ていただくかですよ。その時に先ほど言いましたように、利用者の声は厳しいですよ。先ほど利用者の声を届けましたけども、今回私の意見を申し上げますと、私見ですけども、一つは先ほど言いましたように、350万円の増収は私は無理だと思っております。減収になると思えます。二つ目に、最近の公共料金の値上げ、物価人件費等の高騰を考えますと、利用者だけにですね、負担を求めるのは無理があると思うんですよ。グリーンパレス一帯の開発整備の際の事業の目的、施設の位置付け等を再確認してですね、運営が厳しい時は、町長、寛大な気持ちを持って、高齢者の福祉政策と位置付けですね、その他の政策とのバランスも考えて、公金での支援、ぜひ検討していただきたいと思えます。また現在、湯楽里温泉施設は、湯前町にとってなくてはならない施設になっています。利用者が減少することは、絶対止めていただきたい。増加するようなサービスが必要と思えます。施設を整備している以上ですね、他町村と一緒に公金からの支援は不可欠だと思えます。そして先ほど言いましたように、一気の値上げではなくて、緩和策を取り入れていただきたい。緩和策を取り入れますと、年間350万の増収ができませんので、それは公金で補充するとして湯楽里の支援を応援していくと。そういった体系をとっていただけないかなと思えます。町長、住民の喜ぶような政策をするんですよ。先ほど言った、下限を下回らない条文ですね。そのことも含めて、もう1回お願いします。

町長（長谷和人君） 今回の今お話がございましたが、300万円あまりの収益を見込んでというシミュレーションがあるということでございますので、令和5年度のこの温泉部門の速報値でございますけども、730万円のマイナスでございますして、加えて先ほど山下議員からございましたけども、今後、電力料金、ガス料金の値上げ、それから乳製品、食糧品614品目が値上げされる予定でございます。円安の長期化、それから天候不順によります、輸入原料価格の高騰ということで、さらに経営が厳しいのかなというふうに想像しております。一気にこの温泉部門がですね、黒字というのは大変厳しいんじゃないかというふうに私は思っております。今後ですね、取締役会で今後の決算結果がはっきりわかってくるというふうに思いますので、その分析を受けましてですね、今後の経営のあり方、それから経営の方針をですね、決定していきたいというふうに思っております。先ほどからの山下議員からのご質問の部分につきましては、3つでございましたんですけども、そこら辺も含めながらですね、検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

9番（山下 力君） 町長が就任後、定期券の値上げが2回目なんですね。令和元年の10月に1万円を1万1,000円にしていますから、2回目なんですよ。今度は3か月1万1,000円を2か月1万1,000円、2回目。先ほど言いましたように、条例改正せずに、いわゆる弾力的に運用をやっているという話をされますけれども、今回の条例の最後の町長、要望ですけども、1回白紙にしてですね、白紙にして、取締役会、庁舎内で議会で、どうしたら湯楽里温泉の運営が存続できるか。どうしたら良いかということですね、ぜひ協議をしていただきたい。それまで、今4月1日から施行している。もう一旦白紙にしてですね、そういった協議をするべきというふうに私は思うんですよ。これについて、また町長の見解をお聞かせください。

町長（長谷和人君） 山下議員先ほど令和元年10月に1万1,000円という話でございますが、誤解のないようにちょっと答弁させていただくところでございますけども、これは消費税10パーセントに伴う分でございますので、申し訳ありません。そこはご理解いただければと思って、よろしくお願ひしたいと思っております。それから先ほどと同じ話になるかもしれませんが、大変厳しい経営状況が続くというふうに私としては想像しております。これまでですね、湯楽里の経営につきましては、取締役会で再三にわたりいろんなことを協議していただきながら、今日まで来ております。その結果決算の結果が芳しくないというふうに今の速報値でいただいておりますので、そこら辺の見かたをですね、十分踏まえて、それから一旦白紙というふうなお話伺ったところでございますけども、今、このような状況で今動いておりますので、そこはお話はお聞きしたということで、取締役会の中でのお話も今後させていただくということで、答弁にかえさせていただくところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) いわゆる監査される方に色々分析をしてもらおうという話ですけども、数字だけの監査じゃなくてですよ、いわゆる湯前が作った経緯とか含めてですね、湯前の今後の、あそこの湯楽里温泉のあり方含めて、数字だけの監査じゃなくて、何かそういった長けた人にですね、卓越した人に外部監査をしていただく、考え方もあろうかと思うんですよ。この件については、町長どう思いますか。

町長(長谷和人君) 今監査の話が出ましたけども、一旦うちのほうとしても税理士当たりを頼んでおりますので、今お話をされたこれまでの平成10年からですね、この湯楽里が今日まで来てる、建設当時の理念辺りも含めてというふうなお話だろうと思いますので、そこは私からもお話をさせていただくところがございますけども、分析につきましては、十分そこを加味しながらですね、今後の経営のあり方についてはですね、決めさせていただければというふうに思っており、大変厳しい状況は変わっていない、さらに厳しさが増すというのは想像できるところでございます。以上でございます。

9番(山下 力君) 最後にですね、いわゆる住民の声と私の私見を申し上げましたけれども、一旦白紙にすることはですね、白紙にして色々検討することが、私は問題解決の第一歩だと思っています。地方自治体は、法律運営で法令遵守でしていきますので、執行機関と議会、良い意味での緊張関係を持ってですね、住民のための、住民の皆様から期待される・応えられる町政を作っていきたいというふうに思います。今日、質問をこれで終わりますけども、終わったからもう白紙とか、条例改正する必要ないとか、利用料金についてですね、終わったのではなくてですよ、色々分析していただきたいということを要望しまして質問を終わります。

議長(金子光喜君) 一つ、湯楽里の入浴料について、山下議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで一つ、湯楽里の入浴料についての関連質問を終わります。

以上で山下議員の一般質問を終わります。

次に、一つ、災害に強いコンパクトシティ政策について、椎葉議員の質問を許します。

4番(椎葉弘樹君) 4番議員の椎葉です。一つ目の質問事項、災害に強いコンパクトシティ政策について、一般質問を行います。この一般質問は、総合計画で掲げる、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりの関連となります。具体的な施策としては、個人住宅の新築への支援や下水道への加入促進などが関連しています。総合計画には、

コンパクトシティに関する政策や施策は含まれていませんが、総合戦略の中で、まちのコンパクト化の課題解決という表現があります。

この質問事項では、主に二つの点について、町の考えを確認します。一つは、レッドゾーンからの移転に関する住宅支援の拡充について、もう一つは、災害危険区域における規制の導入についてです。

それでは要旨の1、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの移転において、住宅支援を拡充する考えはないかについてお尋ねします。レッドゾーンとは、ご承知のとおり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、第9条に基づき、県知事が指定する区域のことです。そして、住宅支援の拡充とは、湯前町新築住宅取得補助金と湯前町空き家リフォーム等補助金の対象を広げることを指しています。熊本県では、レッドゾーンからの移転を支援するために、土砂災害危険住宅移転促進事業に取り組まれています。この事業では、最大300万円までの補助金を受けることができます。補助の対象となる費用には、新しい住宅の購入費、既存住宅の撤去費、移転経費などが含まれています。そこで担当課にお尋ねします。

熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業の直近5年間の実績についてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 直近5年間ということでございます。令和元年に湯前町で1件が直近の中であっております。

4番（椎葉弘樹君） 実績は1件ということで、それほどないところです。これはやはり、住み慣れた場所からの移転であったり、移転費用が大きいことなど、いくつかの要因が考えられると思います。今年度本町では、新しい取り組みとしまして、湯前町新築住宅取得補助金、上限120万円と湯前町空き家リフォーム等補助金、上限80万円の支援事業が始まりました。現時点ではまだ申請がないと伺っております。野村総合研究所の調査によりますと、新築住宅の建設件数は2022年、令和4年が8.6万戸でしたが、2040年には4.9万戸まで減少する見通しだそうです。約4割以上の減となっております。さらに、新築住宅や空き家解体の費用が近年急上昇しており、今後も上昇が続く可能性が高いため、レッドゾーンからの移転もますます難しくなることが想定されます。そこで担当課にお尋ねします。レッドゾーンからの移転における新築住宅取得補助金と空き家リフォーム等補助金の併用はできるか、できないかについてお尋ねします。

企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員の新築住宅取得補助金と空き家リフォーム等補助金の併用ということで、まず両補助金の制度の説明をさせていただきます。新築住宅取得補助金につきましては、転入者の増加・転出抑制を目的に新築住宅を取得した方に対して補助する制度でございます。また空き家リフォーム等補助金につきましては、空き家の有効活用を図る目的で制定をしております。議員お尋ねのレッドゾーンからの移転に関しましては、ケースによって併用できる場合とできない場合が考えられます。

まず併用できる場合がございますけれども、レッドゾーンのお住まいの方が町内の空き家を購入し、解体し、新築された場合、そういった場合については、新築補助金と空き家等補助金の併用が可能でございます。併用できない場合がございます。レッドゾーンにお住まいの方が町内に土地を求められて新築した場合、その場合については、新築補助金が適用になりますけれども、空き家等リフォーム補助金につきましては、空き家の定義がですね、1年以上という形で定義をしておりますので、空き家のほうの補助金は併用できないということでございます。

4番（椎葉弘樹君） 本一般質問におきましては、先ほど課長から答弁をいただきました後者のほう、空き家との併用ができないケースを想定しております。本町のレッドゾーン箇所は県が公表している、土砂災害警戒区域等の指定一覧によりますと、81箇所あります。レッドゾーンからの移転に関しては、湯前町土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項で定める県の補助金があります。しかし、町補助金と県補助金の両方を活用することはできません。県補助金の交付要項を確認しますと、第4条第5項に、補助金の交付の対象となる経費から、ほかの制度による補助金等の額を差し引いた額を本事業における補助金の交付の対象とするということで、交付対象の金額から、ほかの制度による補助金等の額を差し引いた額、これを、この県の補助金は対象にしているとあります。そこで担当課のほうにお尋ねします。県補助金は、仮に先ほど伊藤課長のほうにご答弁いただいた、二つの町関連の補助金、これがもし受けられた場合、その分を差し引いた額が県の補助金の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業、この補助対象となるのが移転先住宅の建設・購入、リフォーム費、移転経費として動産移転経費、あとほかに、アパート等の賃貸費等というふうになっております。現在お住まいの住宅の撤去費、などの撤去費等々も、失礼しました。それとあと現在お住まいの住宅撤去費が補助対象となっております。町のほうの新築住宅取得補助金と空き家リフォーム補助金等で、今申し上げました県のほうの補助金と重複しない部分が併用はできるというふうに思っております。これにつきましては、県・町に申請があった場合には、内容をですね、県のほうに管理しながら、不備がないように対応していきたいというふうに考えております。

4番（椎葉弘樹君） 補助対象の重複しない部分の確認は県に必要だけでも、併用はできるという理解で、理解いたしました。町補助金と県補助金は、基本的に異なる目的を持っています。町補助金の目的は、町の定住人口を増やし、地域経済を活性化させることです。一方、県補助金の目的は、レッドゾーンからの移転です。まずは、町内の定住人口の増加や地域経済の活性化のために、町補助金を提供し、その際に、レッドゾーンからの移転がある場合は、県補助金も活用できるようにすることは考えられないでし

ようか。県補助金だけでは、移転先が熊本県内となっておりますので、町外への移転も考えられます。レッドゾーンからの移転に限り、町補助金と県補助金の両方を活用できるようにすることで、住民の安全確保や災害リスクの軽減だけでなく、定住対策や地域経済の活性化、空き家対策など、公共性のメリットがあります。また、レッドゾーンの世帯を町中に集めることは、コンパクトシティ政策の推進や地デジ難視聴世帯の解消、電気、ガス、電話などの公共サービスの効率化にも繋がります。したがって、公益性のメリットもあります。これらの観点から二つの提案を行います。これは町長のほうにお尋ねしますが、レッドゾーンからの移転において町の補助金である、新築住宅取得補助金と空き家リフォーム等補助金の両方を併用できるようにする考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの移転に伴う補助制度につきましては、頻発します豪雨等に対しまして、土砂災害から生命を守るということで、安全な地域へ移転していただく制度でございます。先ほど担当課長が説明したとおりでございますけども、対象となる方によっては、併用ができるということもございますし、そうでないという異なる部分がございますので、こちら辺、現行との運用をですね、引き続き、実施していきたいというふうに思っておりますけども、積極的にそこら辺は申請の方のですね、ご意見を伺いながら、実態に即したところでの運用を継続してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） また町補助金だけでは、不足する部分を県補助金で補うことができれば、移転による負担を軽減できます。そこで二点目なんですけど、町長にお尋ねします。レッドゾーンからの移転において、町補助金と県補助金の両方を活用できるようにする考えはないでしょうか。

町長（長谷和人君） 町と県との補助金につきましては、先ほど課長が答弁したとおりでございますけども、県の対象事業以外につきましても、本町の新築補助事業に該当する部分もあるのではなからうかなというふうに思っておりません。先ほど言いましたように、相談があった場合につきましては、各課と情報を共有しながらですね、対応をさせていきたいというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 現在の町の要項上は、併用はできないように書いてあるんですけど、ただ一番最後のところでですね、必要な事項は町長が別に定めるとありますので、その辺りを見ていただきながら、より良い制度設計をしていただければと思います。大雨や地震による土砂災害は予測できませんので、災害が起きてからでは手遅れになります。今回提案しています、住宅支援の拡充は、対象となる住民や地域の選定基準など、公平性を明確にする必要があります。また、公共性や公益性、緊急性などを考慮して、できるだけ早く対応していただければと思うところです。

続きまして、要旨の2、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）において、建築物の制限を設け、住民の安心・安全を図る考えはないかについてお尋ねします。災害危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、第3条第1項の規定に基づき指定される区域のことです。先ほどのレッドゾーンとは別の規定になります。本町では、近年、大雨や台風による被害が続いています。特に令和2年7月豪雨、令和2年9月の台風10号、令和4年9月の台風14号は記憶に新しいところです。今年も大雨災害のリスクが高まっています。また、人吉盆地南縁断層や南海トラフなどの地震リスクも心配されているところです。災害危険区域にお住まいの方は、大雨や台風のたびに避難が必要です。突発的な災害が発生した場合、生命や財産を失う可能性もあります。県が公表しています、土砂災害危険箇所一覧表によりますと、本町の災害危険区域は、人家5戸以上が8箇所、人家1～4戸が21箇所あります。本町はほかの自治体と比べまして、コンパクトシティと言われていますが、それでも危険な災害危険区域にお住まいの方がおられます。そこで、担当課のほうにお尋ねします。災害危険区域にお住まいの世帯数について、お尋ねしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 世帯数ということでございますけれども、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、この世帯の所と土砂災害警戒区域、イエローゾーン、それぞれで世帯数のほうを答弁させていただきます。レッドゾーンにつきましては20件、一部納屋も含んだところになります。あとイエローゾーンにつきましては、こちら一部納屋を含むところでございますけれども、43件となっているところでございます。

4番（椎葉弘樹君） この災害危険区域にお住いの世帯数が43件ということで、私が想定していたよりも、結構多い数だなということで認識したところです。また、レッドゾーンについても20世帯ということで、本町はコンパクトシティと言われますが、やっぱりこの危険箇所にお住まいの方もいらっしゃるんだなということで再認識をしたところです。建築基準法第39条、災害危険区域によりますと、「地方公共団体は、条例で危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。」「災害危険区域内における住居用建物の建築の禁止、その他の建築物の建築に関する制限は条例で定める。」とあります。災害危険区域内に、新しく住宅などを建てる場合、安全性を確保するためには、災害危険設定水位や就寝室の位置、鉄骨や鉄筋コンクリート造りでの建築などに注意する必要があります。そこで担当課にお尋ねします。建築基準法で定める、災害危険区域に基づく条例の有無と、これが影響する補助事業について、お尋ねしたいと思います。

建設水道課長（稲森一彦君） 建築基準法に定める条例の有無ということでございますけれども、建築基準法第39条の規定で、地方自治体は条例で災害危険区域の指定及

び建築制限を制定できるというふうになっております。湯前町では、建築基準条例を制定しておりません。ただし、湯前町におきましては、熊本県建築基準条例が適用されるということになっております。二つ目でございますけれども、こういう条例に関する補助事業ということでございます。一つ目として、がけ地近接等危険住宅移転事業と先ほども話しておりますけれども、県のほうの土砂災害危険住宅移転促進事業というのがございます。この二つがあると思います。一つ目のがけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ崩れ・土石流等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある住宅の移転を行う方に対し、危険住宅の除去費と危険住宅に替わる新たな住宅の建設棟のため、金融機関からの融資を受けた場合に、次に相当する額を助成する事業というふうになっております。もう一つは、先ほども何回も答弁出てきておりますけれども、熊本県の災害危険住宅移転促進事業になります。土砂災害特別警戒区域内に居住する方の生命・身体を保護するため、安全な区域への住宅移転補助を行うもので、移転先住宅の建設、購入、移転経費、現在住んでいる住宅の除去費等に対する補助というふうになっているところでございます。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時11分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

ただいま、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

4番（椎葉弘樹君） 先ほど稲森課長のほうからご答弁をいただいた部分からの続きになります。本町では、建築基準法で定める災害危険区域に基づく条例というのは制定されていませんが、県の建築基準条例のほうが適用されるということで理解しました。そうしますと、ここは町長にちょっとお尋ねしたいんですが、本町において建築基準法の災害危険区域に基づく条例を制定する必要はないというのはわかったんですが、これ実際レッドゾーンに住まれている、町民の方や、或いはこれから移転されてくる方、もしくは、この建築基準を知らない建設業者の方がもしいらっしゃった場合のためにですね、今後この条例相当の周知というのは図っていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（長谷和人君） これらの条例関係につきまして、今担当課長から二つの事業があるということで、お知らせをしたところでございます。しっかりと住民の皆様方には、この情報につきまして、周知をする必要があるというふうに思っておりますので、旬報等でお知らせをさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） いわゆるレッドゾーンや災害危険区域にお住まいの方々が、ずっと住み続けられる安らぎの住環境となるように、災害に強いコンパクトシティ政策を進めていただければと思います。以上で一つ目の質問事項を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、災害に強いコンパクトシティ政策について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

5番（森山 宏君） 建築確認っていうのが、確認申請をしなければならないというのがほとんどだと思うんですね。確認申請が通るんですかね、こういう地域、そういう縛りはないんでしょうか。

建設水道課長（稲森一彦君） 確認区域につきましては、町内全部カバーしてるわけではございません。一部分、どこからどこまでは覚えておりません。建築法39条における、この基準条例の内容につきましては、建築を設計される方には、当然知っておかなければならない基準だというふうに理解しております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、災害に強いコンパクトシティ政策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、幸野溝における安全性や景観性の対策について、椎葉議員の質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） 二つ目の質問事項、幸野溝における安全性や景観性の対策について、一般質問を行います。

河野溝沿いにお住まいの方から、個人が使用する橋、これをこの一般質問の中では、私有橋と（私の有する橋：私有橋）称しますが、この私有橋の改修に町の支援はないか、というご要望がありました。本町では、町民の住環境向上による定住を促進し、地域経済を活性化するという目的で住宅リフォーム補助金の制度を設けていますが、私有橋についても同様の制度がないのかとのお尋ねでした。本町には、幸野溝のほかにも上溝や中溝などの主要な用水路があります。これらの用水路は球磨絵図という昔の図にも描かれておりまして、町を代表する歴史的な遺産となっています。ちなみに幸野溝は1705年、江戸時代の宝永2年に完成しました。町内の私有橋は、昭和33年から42年に行われました、熊本県球磨南部地域土地改良事業で架けられています。この土地改良に関する事業は、国50パーセント、県25パーセント、地元負担が25パーセントの負担割合となっており、町も私有橋の建設に関与されているところです。この質問事項では、私有橋の改修に関する町の考えを確認します。要旨の一、幸野溝に架かる私有橋の調査や改修など、新たな支援制度を設ける考えはないかについてお尋ねします。町内の幸野溝には、

道路や住宅、農地に架かる多くの橋があります。担当課にお尋ねします。幸野溝に架かる橋の現状、道路や住宅などに架かる橋の本数についてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 幸野溝に架かる橋の数ということでございます。町内におきましては、浜川区から瀬戸口区、多良木町との境界までになります。幸野溝に架かる橋は全部で47の橋が架かっております。内訳としまして、議員がおっしゃられたような、住宅へ入るための私有橋が14橋、町道に架かる橋が13橋、農道や里道、その他農地から行くための架かる橋が20橋というふうになっております。

4番（椎葉弘樹君） 私も瀬戸口から野中田地区まで数えていったんですが、途中で数えるのを諦めてしまったぐらい本数が多いということを確認したところでした。私有橋には欄干が低い橋や欄干がない橋もあります。幸野溝は上溝や中溝とは違い、高さや幅があり、水が深い時には流れも早いです。まさに今、田植えの時期も結構流れの速い幸野溝を見ることができます。橋から転落しますと、怪我をしたり、命を落としたりする危険性があります。土地改良区に聞きますと、しばしば事故が起きているということを知っております。また橋の老朽化も心配です。町が管理する橋では、野中田1区の嘉作橋が建築から80年以上経過し改修が行われたところです。私有橋の強度や安全性は住民ではわからない部分があります。さらに、私有橋や欄干が老朽化しますと、幸野溝の景観が損なわれることもあります。国土交通省では、平成26年7月1日から、2メートル以上の道路橋など、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行うことを義務づけているようです。そこで担当課にお尋ねします。私有橋における安全性や景観性の調査の必要性、例えば、欄干の有無であったり、老朽化の度合いの視点での調査ですが、どのようにお考えかについてお尋ねします。

建設水道課長（稲森一彦君） 幸野溝等に架かる設置されている私有橋について、今までに調査とか点検とか行ったことがございません。中にはですね、50年以上経過している橋があるということは承知してるところです。しかし、生活の安全性向上の観点から、調査の必要性はあるのかなというふうなことは感じてるところでございます。

4番（椎葉弘樹君） 私が個人的に確認しただけでも、欄干が無い橋であったり、欄干が低い橋10本以上あったかと思っておりますので、この辺りは住民任せではなく、町のほうもですね、やはり町道に面しているという面もありますし、世界かんがい遺産という部分もありますので、何十年かに1回ですので、調査の必要性は私もあると思っております。よその事例ですが、金沢市や神戸市では、私有橋の整備に助成制度があります。金沢市の助成制度の目的は、金沢市の文化遺産である貴重な用水の景観を保全するために、助成額は上限150万円です。また、神戸市の助成制度の目的は、私有橋の架け替えや補修を行うものに対して助成し、生活環境の整備に寄与することです。助成額は上限200万円です。どちらの助成制度も助成率は高めに設定されています。幸野溝は平成28

年に、先ほど言いました、世界かんがい施設遺産に認定登録されています。農林水産省のホームページによりますと、令和5年度末時点で、全国に51箇所の世界かんがい施設遺産があり、九州では6箇所、そのうち4箇所が熊本県にあります。また、溝と名の付く世界かんがい施設遺産は、幸野溝、百太郎溝水路群だけです。世界かんがい施設遺産に架かる私有橋は町道にも接しておりまして、安全性や景観性などを考えますと、公共性や公益性があると考えます。私有橋の改修は、住宅リフォーム補助金制度と同様に、住環境を向上して、定住を促進し、地域経済を活性化するという効果もあるのではないのでしょうか。私有橋の本数は多くありませんので、改修に掛かる財政負担はそれほど大きいとは言えないと思います。また、橋の調査は目視確認からでも良いのかなと考えております。そこで町長のほうにお尋ねします。私有橋の安全性や景観性を調査し、改修が必要な箇所については、指導や助成制度などの対策を講じていく考えはないのでしょうか。

町長（長谷和人君） まず町道の橋につきましては、当然不特定多数が生活する上で公共性を持っておるということで、適正な管理によりまして、安全安心、防災等の機能向上を図るため、今後とも措置を講じていかなければならないという認識においておるところでございます。一方、私有橋につきましては、使用者が特定され、あくまでも個人所有のものであると、それから施設管理や補修は個人の責任において実施されるものというふうに認識しておるところでございます。今椎葉議員のほうから目視による調査とかというふうな、お話があったところでございますけども、この調査につきましても、いろんな調査のあり方があるだろうというふうに思いますんで、なかなか一概にですね、この調査でしっかりとその橋が健全度があったのかどうか。それとも老朽化が進んでるのかというのはですね、なかなか目視だけでは難しい部分があるんじゃないかというふうに思います。これらの目視によります部分については、それも含めてでございますけども、詳細にわたる調査となりますと、かなりやっぱり法令なり、基準辺りも基づいてですね、調査をするという必要があるのではなからうかなというふうに思っております。財政的なお話もされたところでございますが、現状数は、先ほど説明したとおりでございますけども、多くの予算が必要になってくるのではなからうかなというふうに思っておりますので、現時点で申しますところでは、今のところ、町において実施するというのは考えていないところでございます。なおちょっと類似させて、もう答弁でさせていただくところでございますけども、現在の二溝、いわゆる上溝・中溝のお話でございますけども、現在、県営事業でですね、改修工事を実施をする途中ということでございますので、これに合わせながら幸野溝につきましても、今後改修計画が計画されているようでございますので、これらの改修に合わせてですね、今おっしゃってる実態調査

なり、改修をですね、必要に応じまして、県辺りにですね、ご相談したり、要望してまいりたいというふうには思っているところでございます。以上でございます。

4番（椎葉弘樹君） 幸野溝の土地改良区に確認しますと、幸野溝の調査は終わっているけども、まだ改修の予算等はこれから考えていかなくちゃならないということで、これ多分数年先になるかなと思っております。それまで待つて良いのかっていったところもあると思います。同じくその土地改良区の意見、ご意見としましては、やはり町が支援してあげないと、なかなか厳しい面もあるんじゃないかということと言われておりました。この要望された方がですね、本当はもう思い切って改修したいんだけど、見積額を見るとかなりの金額でしたと。だから、もう今回はちょっとそこまで出せないから、もう補強工事だけに止めたいなということも伝えられておまして、そうしますと、コンクリートの部分はそのまま残ってしまうということになります。それが果たして、例えば、今後の空き家を解体する時とか、空き家の利活用する際に、そういう、ちょっと橋の強度がちょっと微妙なところの家を使わせて良いのかとかですね、いろんな総合的な考えがあると思います。やはりですね、まずは当事者が数件あると思いますので、その当事者の人ともですね、町はちょっとヒアリングをまずやってみてですね、どういう実態なのかをやはり確認していく必要があるんじゃないかと思いますが、町長の考えをお尋ねします。先ほど担当課のほうからは、調査の必要があるんじゃないかということで、私もそこは同感でしたので町長のご意見を伺いたいと思います。

町長（長谷和人君） 今のお話を聞きまして、補強工事のみというふうなお話もお聞きしました。ですから冒頭申しましたように、先ほど調査にあたりましてはですね、目視という考え方のみであればですね、実際にどのような状態くらいかはわかると思いますので、まずそういうことで実態につきましては、所有者と言いますか、私有橋の使われてる方とのですね、お話をお聞きしての実態はさせてみたいと思っております。なお先ほど申しました、二溝、幸野溝ですね、これについても積極的にですね、県辺りには要望はしてまいりたいというふうには思っているところでございます。以上です。

4番（椎葉弘樹君） その所有者がいるところは良いんですけど、これ空き家と一緒に所有者がいなくなった場合には、果たしてその解体とかですね、そういうところも空き家と同じ課題が残ってくるのかなと思っておりますので、その辺りもですね、ちょっと今後の確認のポイントになってくるのかなとも思いますので、ぜひそこも含めてちょっと確認をしていただきたいんですが、所有者不在のところの確認について、町長いかがなお考えをお持ちでしょうか。

町長（長谷和人） なかなか実態がちょっとわからない状況での答弁でございますので、まず先ほど申しました実態調査をさせていただきまして、それがもう里道みたいな

形になっておるのかどうか、そこら辺も含めたところで、まずは調査をさせていただければと思っております。

4番（椎葉弘樹君） 昨今の橋の改修におきましては、土地改良区のほうに多目的の申請書を出して、契約を交わして甲と乙での改修のあり方とか決めるんですが、当時の昭和35年当時ですと、そういう契約書は残っていないそうです。ですから、そういうところも含めてですね、ちょっと、今後どういうやり方が一番最適なのかとかいうのは考えていかなくちゃならない課題かなと思っております。これについてもですね、やはり、何らかの対応をしていくとなった場合には、やはり受益者の考え方であったり、その公平性を確保する必要もあります。また、その定住促進であったり、地域経済の活性化という観点も入れていただきながら、そして、世界かんがい施設遺産ですよといったところも、ちょっと考慮のポイントとして入れていただきたいと思います。この制度の提案自体は、近隣町村では見られない新たな制度設計となりますので、本町が先駆的な取り組みを、やっていただくことを期待しております。幸野溝に私有橋を架けて生活されている方々が、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりとなりますように、幸野溝における安全性や景観性の対策をぜひ講じていただきたいと思います。以上で二つ目の質問事項を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、幸野溝における安全性や景観性の対策について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

5番（森山 宏君） すいません、私有橋、椎葉議員のほうからありまして、稲森課長のほうから14橋という話がありました。幸野溝にかかっている部分で、農道から町道ですが、あそこに架かっている部分は所有というか、それは町だろうとは思んですけども、それが農道がなくなった場合、結局、道がのうなった場合、いや、実際のうなった、区画整理でのうなったわけですけども、その橋が現に残ってるわけなんですよ。ですから、これが道と一緒になってるもんで、多分道路扱いかなと思うんですけども、溝のためには橋があったほうが強度的には良いんですけども、そこがどういうふうに捉えられているのか。今椎葉議員もおっしゃったように、欄干が低く欄干がもげ落ちてるところもあるんですよ。そういう所の改修っていうのは、町のほうに言わんばんとでしようかね。その二点です。

建設水道課長（稲森一彦君） 森山議員からの質問でございますけれども、町道にかかる橋が13橋、当然町のほうの管理になります。あと、農道や里道等ということで20橋ほどを確認したところです。この20橋の中には、議員おっしゃるように、私もちょっと不思議に思ったんですけども、幸野溝に町道から幸野溝に架かって、その先が水田というのがありました。私とすれば、これは農地に行くために作られた橋かなと、

その時は思ったところです。ただいま森山議員からの質問で圃場整備する前においてはそこに農道なりがあったんだらうなということで今ちょっと改めて認識をしたところでございます。整備前のことをちょっと調べるには、ちょっと今なかなか難しいところもありますけれども、仮に農道橋であったりとか、町道橋で圃場整備する前がですね、ということになれば、当然町が管理すべきものだろうというふうに思います。そういうことがちょっと確認できるようであれば、また幸野溝さんのほうにもですね、確認して、また、水田なり土地の所有者の方にも確認しながら、その後の対応というのは考えなければいけないのかなというふうに今思ったところでございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、幸野溝における安全性や景観性の対策についての関連質問を終わります。

以上で椎葉議員の質問を終わります。

- - - - -

議長（金子光喜君） 本日予定された質問が全て終わりました。

お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、6月11日、午前10時に開きます。

議事は、一般質問、議案審議を予定していますので、御参集願います。

本日はこれで延会します。

- - - - -

延会 午後2時39分

第 2 号

6 月 1 1 日 (火)

令和6年第4回湯前町議会定例会

〔第2号〕

令和6年6月11日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		一般質問
日程第 2	報告第 1号	令和5年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第 3	報告第 2号	令和5年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4	報告第 3号	令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 5	議案第5 1号	工事請負契約の締結について
日程第 6	議案第5 2号	物品購入契約の締結について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 倉本 豊
9番 山下 力	10番 金子 光喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局主事 中山 政人

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	保	健	長	高	木	堅	介
建	設	長	稻	森	一	彦	企	画	長	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田		徹	農	林	長	高	橋		誠
会	計	者	中	園	誠	二							

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第4回湯前町議会定例会、第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（金子光喜君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本日は、森山議員、遠坂議員の、2名を予定しています。

一つ、小中学校の統合について、森山議員の質問を許します。

5番（森山 宏君） 5番議員の森山です。通告のとおり本町の学校統合について伺います。質問の要旨から逸脱しないように、今回は絞ってまとめたものでございます。事前調査と少し異なるかもしれませんが、担当課においては、寛容に対処願います。時短で行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

近年、学校の統合が見受けられます県教育委員会関係では管内が、最後だったと思います高校再編成、5校が4校に、球磨教育管内ではあさぎり町の5中学校の統合、球磨村水上村の義務教育学校の設立等があります。これらの要因には人口減少、少子化に伴う就学児童生徒の減少が考えられ、また、既存の校舎運営維持費があると思いますがいかがでしょうか。

教育長（中村富人君） 統合等については、経費の削減っていう、そういうようなことがあるのではないかというような、そういう趣旨のご質問だったと思います。確かに統合進んでおりますが、私の聞いたとか或いは見たとか、そういうことでのことから申し上げますと、これはもう事実、そういう、経費節減とか、統合等の根底にあるのは、1つにあるのは間違いないことだと思います。ただ、現実的には例えば水上の水上学園、球磨村の清流学園等に関しましては、やはりその経費節減もかなりあると思うんですがそれよりも、義務教育学校にせざるを得なかったって、そういう実情があるというふう聞いておりますし、感じております。その実情と言いますのは、例えば水上では、湯山小学校と岩野小学校の統合問題があったわけですが、これは湯山地区の保護者から、発生前から、小学校の統合の希望があったそうです。今年の1年生は湯山地区1人だったそうで、とてももう厳しい状況があるのでとにかく小学校の統合をお願いしたい。統合するかどこにするか、そういうことの総合的なことから、現在の水上中のところに、学園としてできた。球磨村につきましては、ご存じのとおり渡小学校もなくなりましたので、どうするかという問題があって、あそこは報道機関によりますと、渡地区に問題があったり、2転3転しながら、現実的には、一勝地地区で一勝地小学校と球磨中学校

の、2つの校舎、分離して義務教育学校ができた、やるという、そういう方向でやっておりますので、そういう地域の実情というのかなりあるというふうに思います。以上です。

5番(森山 宏君) はい。今、教育長からありましたように現場の実情から、というのがあったというふうに伺っております。ちょっと違うかもしれませんが、高校再編の問題。これはもう、足かけ10年以上を県南ちゅうか、球磨管内の5校4校に問題はもう10何年以上かかって、やっと実現したと思います。もう県の教育委員会の方はもう、県北部の方からだったですかね。なあってきておって、県南ちゅうか、人吉球磨管内が一番最後にあって、5校が4校になって寂しいものもあるなというふうには感じております。ここで球磨村さん、あさぎりさん、水上さん、地元の宿舎によっての要望等があったというふうにも伺いましたが、管内の教育委員会の、教育委員会といいますかね管内、教育事務所ですかね。方向性っていうのは、特段、各自治体の教育委員会のほうに方向性っていうのは何か示されておるのでしょうか。

教育長(中村富人君) 県の教育行政、特に義務制につきましては、教育事務所9つございますが、そこを中心に指導助言を行っております。そういう中で統合等については全くございません。これもご存じのように統合廃校等につきましては、これはもう政治問題になることも多くて、非常に配慮を要することがございますので地域の声とかそういうのがまずあって、そして最終的にはといいますか、途中でも助言はあることがありますが基本的にはございません。

5番(森山 宏君) はい。教育長あと1つ。ちょっと掘り下げて聞いてよろしいでしょうかね。というのは私が今言ってるのは各自治体やったら、小中の問題です。当県内においては素晴らしい中高一貫というのが多分宇城にあったと思うんですけども、そういうふうな取り組みしているのは県内は宇城だけでしょうか。

教育長(中村富人君) 今の中高一貫ということでございますが、中高一貫につきましてはですね、市町村立ではございません。県立のですね、八代、宇土、玉名については、県立の中高一貫っていうふうになっておりまして、県立の八代中学校、それから宇土中学校、玉名中学校がございます。

5番(森山 宏君) 小中学校の就学者数の推移を見ますと、担当課の方からタブレットに記載があります。ちょっとこれが皆さんが見られるわけではないので伺いますけども、就学者数の推移を見ると、今現状学年1級単位ですよ。来年度以降も概算では現状通りになるのでしょうか。

教育長(中村富人君) この近年のですね出生者数を見ても、大体15名前後で出生あっておりますので、少子化で問題になりますのは複式学級でございます。複式学級というのは、小学校の1年生を除けば、隣接学年が16人以下、最高数16人の場合には、

複式学級でございます。ですので、1学年が10を切ると、複式学級になる可能性があるところで、心配いたしますが、本町にとってみれば15名でございます、ずっと15名前後が続きますので、また町の規模から考えてみて、当面の間、複式学級になることはないと思われま。

5番(森山 宏君) 本町はコンパクトシティで2校舎あります。隣接して通学等の環境が非常にいいというふうに考えております。現校舎は学年、3学級想定で建設されているものと考えております。多分40人学級だったとは思いますが、キャパ的に十分余裕があると思えますし、プールも、もう統合を小中統合し、エレベーターも備わっております。校舎の長寿命化も図られております。また、タブレットも小中全員分、ありますし、電子黒板、Wi-Fi環境等も構築されております。小中の愛郷活動も実施されています。英語等の小中連携の授業も実施されています。併任辞令をもって授業されてると考えますが、このときにおける学級制、専科制といいますが、この違いはどういったものがあるのでしょうか。

教育長(中村富人君) 学級担任制と教科担任制の件でまずご質問があったと思います。これもご存じだと思いますに、小学校は基本的に学級担任制でございます、国が教員配分いたしますが、その時には学級数に応じて配分いたします。中学校は教科担任制でございます、これも教科の数が9教科になっております。それと、生徒の人数の関係で、何名というふうに県教委の方が配分いたします。そういうこと原則的には小中学校は別ってということでございます。ただ、ちょっと小中一貫教育とかですね、いった場合には、県教委がですね、さっき今ご指摘ありましたように、兼務辞令といいますが、兼ねた辞令をいただきまして、授業できるんですが、そういうことを湯前小中学校で行っておりますので、小学校にも中学校の担任の先生が入ってくれるっていうな、そういう実情がございます。ただその根底にはですね義務教育学校の意見があるかと思うんですよね。義務教育学校9年ですので、9年が1学年ですので、例えば5、6年兼務辞令がなくても、通常の5、6年生に、中学校の部に配置された先生方が自由に来れるというそういうような部分ありますので、義務教育学校のほうが小学校のほうにも、教科担任制を導入しやすい。そういうことはあるかと思えます。なお義務教育学校もですね、これいわゆる小学校中学校で基本的には日本の教育は構成されておりますので、義務教育学校は6年間を前期と呼んで、中学校の部の後期、つまり義務教育学校には、義務教育学校前期と義務教育学校後期、これ法律用語でございますが、そういう区分で運営がなされております。

5番(森山 宏君) はい。教育長から義務教育学校で前期、後期ですか。という区別が聞いて、少しうれしくもあり、期待できるのかなと。今後の質問にですね、期待しております。それをもって、まず、義務教育学校ってというのが、63制で通常、構成さ

れてると思いますけども、ただ単純に呼称の問題で言いますと、小学校は児童、中学校になると生徒、この呼称の違いは、何か文科省とか、県教委から言われてなっているのか。また、統合時は義務教育9年生を例えればですね。例えば小4、中5というふうな、二部制または三部制になっても良いのか。本町の教育委員会で決められて県教委まで持っていかれる可能性はあるのでしょうか。

教育長（中村富人君） まず第1点目のですね、児童生徒の呼称でございますが、呼称についてはですね、学校教育の基本は、学校教育法という大きな法律がございますが、その中で、小学校の分と、中学校の件述べられておりますが、全て小学校の場合には、児童という言葉を使っております。中学校については生徒という言葉を使っております。法律の中に児童とはとか生徒とはとか、そういう定義は謳ってございませんが、条文の中にそういう言葉を使っておりますので、現場でも特に我々行政でも、児童生徒というふうに使い分けをしております。それから2点目が54制とか、3つに分けて良いのかっていうのがございました。これさっきとちょっと答弁とちょっと関係するんですが、義務教育学校さっき申しあげましたように、義務教育前期後期なんですけど、配置された先生たちはもう義務教育学校に配置されておりますので、前期にいかが後期にいかが、そういうのは、免許があればですね、自由に行けます。そういう自由裁量の面では、さっき申しあげました学級担任の、やるということについては、やりやすさがあるかと思えます。ただ義務教育学校もですね担任と、関してですね、実はですね、熊本県下でもですね、いわゆる義務教育学校というのは一般的に施設一体型をみんな想定されます。ただ球磨村はですね、初めて、これはもう仕方ない、一勝地、新しい学校がありますので、分離しての義務教育学校ですが、あとについては県下では、施設一体型を想定されます。ただ、施設一体型でもですね、義務教育学校でないのが、2校に県下あるんです。ここに来る前5年前に義務教育学校はありますので、いろいろこう少し知っておりましたが、いろいろお尋ね等してありまして、やっぱり義務教育学校にはしたくない理由もあるんですねっていうのもあるんです。なかなかそのことは、表に出てきませんが、現実的には2校ございます。

5番（森山 宏君） はい。統合ありきで話をしておるようですが、私自身がですね、今教育長がおっしゃった2部制、3部制っていうのは可能というふうに伺いました。もう、統合を前提に私は質問してますので時短でいきます。義務教育終了時は必然的にといたしますか受験というのが、管内ではあります。中高じゃない限りは、受験というのがあると思えます。質の高い教育環境の構築が望まれるわけですが、教育のまち湯前というのが、見えてくるのではないかというふうに思います。箱物が1つで賄えれば維持経費は単純に半分。悪くても3割程度は減少すると思われれます。削減経費で教育環境の充実が図られると考えますが、いかがでしょうか。残った箱物の用途も違う整備で活性化

に向けた施設が生まれるのではないかというふうに考えます。シェアハウスとか、1円株主とかですかね。そういう誘致も可能ではないかというふうに思います。結局、削減経費をもって、教育環境の充実に充てるっていうのは、町長のいわく、プラマイゼロ、行っていくのも出ていくのもプラマイゼロだったら、良いのかなというふうに考えます。最後に町長の答弁を伺います。この箱物を2つから1つにすることで生まれる、削減経費、これを教育環境の方に、充実に回せると思いますし、そういう考えはあるのでしょうか。町長の答弁を伺い、第1回目の小中統合問題のほうの質問を終わります。

教育長（中村富人君） 町長指名でございましたが、私のほうから、一応答弁いたしまして、町長のほうにお願いしたいと思います。今中学校に1校ということですよ。そういうふうにしたらというご提案だと思うんです、今2校ございますので、長寿命化を図っておりますので、2つ校舎ございますので、一校のほうに寄せたらどうかという、そういうご提案。これが削減に繋がって、ひいては教育の充実に繋がる。これ本当にごもっともなご意見だと思うんです。ただ、校舎が中学は昭和の57、8年9年ぐらいですか、の終わりにできてますね。小学校も同じような時期なんです、3学級想定でできてます。そのときと現在がですね、事情が違う部分がございますので、私は教育行政の立場から少し説明させていただければと思うんです。昭和50年代の後半とすると、現在ですね、校舎は同じですけども、教育事情が違う環境が違っております。大きな1点目がですね、特別推進教育に関わることなんです。平成19年に法改正されまして、かつては特殊教育と言ったのが、特別支援教育という名称に変わりました、特別支援教育支援員さんも本町に置いておりますし、特別支援学級という名称も変わりました。球磨養護学校が球磨支援学校と名称も変わりましたし、変わっていったんです。その中でですね、いわゆる支援が必要に対する、支援のその対応がですね、すごく手厚くなりまして、例えば、この5年間私がここに来ましてからですね、例えば弱視っていう視力に障害があるお子さん、弱視は子供1人でも担任1人つくんですよ。それから、病弱もありました。1人に担任1人つくんですよ。この球磨郡の管内で見てもですね、肢体不自由児学級もありますし、これは1人でも1人つきます。それを県教育委員会が学級と認めるようになったんです。そういうふうに視力聴力それから病弱、それから肢体不自由児、そういう学級が現在でも細かにあるようでございます。そうなりますと、学級が1人1つ増えるわけで、それが昭和の後半とちょっと違うところが1点でございます。それから2点目がですね、また環境が変わって、例えば、昭和の後半じゃなくて今あるものにはですね、湯前中学校には適応指導教室がございます。これ不登校の子供たちを中心に、何か対応している教室でございます、それが1個ございます。また、子供たちの相談活動をする機会も増えてきましたので、相談室とかそういうのを設けております。そういうことで当時通常学級が、昭和の終わりは3学級ですので、通常が9学級、これは特

殊学級がおそらく1あるかないかだったと思うんです。現在は通常学級3ですから、大分減っていますが、その分、特別支援学級が増えたり、或いは相談関係の教室が増えたりとか、物理的にもですね、少し状況が変わっておりますので、そこら辺も今日私が説明する機会がございましてよかったんですが、もありますのでまた町民の方も含めてですね、ご理解していただければと思っているところでございます。

町長（長谷和人君） 先ほど森山議員の方から箱物を1つにすることによって、維持経費が浮くのではなからうかと。その分削減した分について教育環境の充実が図れるのではなからうかというご質問でございました。今の教育長のほうからも答弁をさせていただいたところでございますが現在、多様な児童という言い方で正しいかどうかわかりませんが一言で言うならば、そういうふうな環境にある学校であるということでございまして、本町につきましては、ソフトとそれからハード、いわゆるソフトでいきますならば特別支援員辺りを設けながら、またハード面につきましても後程説明いたしますけれども、環境整備をいろいろと実施をやっているということで現在しております。併せまして、本町におきましては、人口減少それから少子高齢化の中で児童生徒の推移、これも減少はしておりますけど現状、15人前後で進むのではなからうかというふうなことで思っております。学校教育のあり方等も十分に検討、議論、研究も重ねていただいております。これは教育委員会の中でございます。加えまして、これも議員の皆様方にそれぞれのときに御説明をしてきたところでございますけれども、平成30年度にですね、学校施設長寿命化計画を策定しました。令和2年度におきまして中学校それから4年度におきまして、小学校の長寿命化の改修工事を実施しております。この改修事業につきましては文科省の環境改善交付金を活用しております。このときに、先ほど教育長のほうから答弁していただいたんですけども、先ほどの答弁とちょっと重なるかもしれませんが、児童生徒数それから学級数の推移、予測、そして、多様な子供たち、多様な児童、特別支援、ここら辺も全部含めたところですね、学校の施設につきましてもですね、現状を小1中1ということで、当面の間は、校舎で運用していくものということで説明しておりますので、今後ともその方向ですね、運用はしていきたいと、現状は考えておるところでございます。以上でございます。

5番（森山 宏君） はい。教育長から町長から、物理的な話で特別支援学級というのが相当数あるので、箱物的に無理だというふうに捉えました。確かに対象者によっては防音設備をしなければならないとか、いうのは出てくるとは思います。ところが躯体च्छゅうか、箱物で考えた場合に、多分40人学級で想定された1室だと思えますし、普通において1つを2つに分割して1個体を2個体にするというふうに住居等では対応していると思えますし、もしもそれで不足するのであれば、増築とか、いうふうな問題が出てくるのかもしれませんが。ただ、本当に小中一貫にしてですね、最初からゴールじ

やないんですけども、卒業時に、前の中学校・小学校の前の学校に来てよかったなど、保護者も本人たちも思えるように、学校の環境、資質が上がっていければなど期待して私の質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、小中学校の統合について、森山議員の質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

4番（椎葉弘樹君） 参考資料の方で児童生徒数の数字が出されておりますが、令和6年度で小中学校の児童生徒数が250人、6年後を見てもみると、これが160人を割ってまいります。果たして今回の一般質問のように施設の統合を考える基準というのは大体何人ぐらいになってきたら、検討をしていかななくてはならないものなのかについて、お考えがあればお尋ねしたいと思います。

教育長（中村富人君） 一般的にですね、今までの近隣の学校とか、県内の学校とかを見ますと、やはり小学校では、複式学級が出てきたときに、施設等色々議論が始まるのが大体常でございます。そういうことで、出生者数が10人を切ってきたときには、そういう議論がまた、なるのかなというふうに、今のところ考えております。

4番（椎葉弘樹君） ただいまの教育長の答弁ですと、10人を切ってきたときといえますと、小学校が60人以下、中学校が30人以下という計算になります。町長にお尋ねしますが、90人を割ってこないこの施設の統合というのは考えられないものなのかについてお尋ねします。

町長（長谷和人君） 今90人というお話でございますけども、今後その人口の動態というのも大変気になるわけでございますけども、その中でやっぱり教育環境がいかにあるべきかというところも1つはちゃんと考えなくちゃいけないしそれと、当然複式学級となりますと、先ほど水上村と球磨村の事例が教育長の方から答弁していただいておりますけども、保護者の方からですね、そういう環境であれば、義務教育っていうのもあり得るのかというふうな議論もわいてくるんではなかろうかなというふうに思っておりますので、これ丁寧にはやらないと、いろんな課題点も出てくる可能性が高うございますので、そこら辺をちゃんと見極めながらですね、対応をしなくちゃいけないのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

1番（吉田精二君） 先ほどの森山議員の質問の小学生・中学生の呼称のようなどころでの最後のほうでですね、義務教育学校にしたい理由があるというふうな答弁、教育長の答弁があったわけですけども、今まで調査されて聞かれたと思いますけれども、一般的にしたい理由というのはどこが言ったとかいうことじゃなくて予想されるような理由等があれば、教えていただければと思います。

教育長（中村富人君） 義務教育学校ができましたのが平成29年です。法律改正でありますので、もう本当に歴史が浅いわけなんです。ただ文科省もですね、メリット・デメリットという資料が出てます。なかなかそれが本当かなということもございしますが、私が思いますのは、一番大きいのはですね、小学校の高学年にリーダーが育たないということなんですね。どこでもご存じの小学校運動会ありますときには、6年生が頑張ってきて学校をリードしていきますが、そういう機会がないということ、ただ9年間過ごすっていうそのけじめが難しいということが挙げられておりますし、これはやっぱり現在なっている義務教育学校からも聞いたことございします。以上です

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、一つ、小中学校の統合についての関連質問を終わります。

以上で森山議員の質問を終わります。

次に、一つ、農業の担い手対策について、遠坂議員の質問を許します。

3番（遠坂道太君） 改めておはようございします。3番議員の遠坂です。ただいま金子議長の許可を受けましたので、通告書にしたがい、一般質問を行います。

現在、ウクライナ危機、円安の影響により、農業資材関係、畜産飼料の高騰が続いている状況であります。そこで一般質問をいたします。

一つ、農業担い手対策について伺います。この担い手に関する質問は、令和4年3月の定例会、令和5年12月の定例会で一般質問を行っております。農業の担い手は、近年、農家の高齢化、後継者の不足等が顕在化する中で、大幅に減少する方向にあります。現在の農業後継者及び担い手の状況については、昨年12月の定例会の答弁では、湯前町の状況は、認定農業者51名、そのうち、後継者がいるのは11戸、認定新規就農者が2名となっており、地域の中心となる経営体に位置付けられる農業者が53名。地域の中心経営体の担い手として位置付けられている方が、合計106名となっているとのことです。新規就農者、令和元年から令和4年度で10名となっているところですが、そこで令和5年度の状況につきまして、伺いたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 令和5年12月議会定例会で御説明したとおりでございますが、認定農業者を含む中心経営体の人数の議員が言われました人数の変更はありません。また、令和元年度から4年、令和4年度の新規就農者の数は、先ほど言いました、10名で説明しておりますが、続く、令和5年度中はゼロでございます。

3番（遠坂道太君） ただいま課長より答弁いただきましたけれども、5年度中はゼロということで、今後の見通しっっちゃうかそれについてわかれば、答弁を聞きたいと思っております。

農林振興課長（高橋 誠君） 今後の見通しですが様々に考えることもあります。また農家さんとお話する機会もございます。その中で、親元就農でしたり、新規就農者、新規参入も含めてですね、そういったお話を聞く、実際に見込みがあるということは、今のところ私のほうでは聞いてございません。

3番（遠坂道太君） 今課長の言われたとおり、後継者、非常に厳しい状況に今きているなという私も実感しているところでございます。また農業後継者、担い手不足の問題に対して、対策の考えをですね12月の定例会でも伺ったわけでございます。そこで町長の答弁として、国庫補助事業、町単独事業を積極的に活用いただき、農業、後継者が増えること。将来の本町農業されていく人材に成長してもらうことを期待している。より良い町の新規就農者支援として、制度を展開していくと町長が答弁されております。そこで担い手の問題と対策について、私なりに整理をしてみました。問題として、1、若手が高齢化していると。農業就業者の65歳以上が2010年は62パーセントであったのが、2019年度から70パーセント以上になっているところでございます。2つ目に、次世代の担い手としての人の後継者が減少している。1970年代には1万人からいたわけですが、1990年代には2,000人以下と年々減少してるということでございます。あと担い手の対策としては、1つ新規就農環境の整備ということで、新たに農業に取り組むために国庫補助事業、町単独事業の活用ができること。2つ目に、外国人技能実習生の採用と、他の工業関係につきましては非常に多いわけですが、農業関係についての認識度が9.6パーセントというふうに低いということが言われております。技能実習生にもっと農業に関しての関心を高めてもらうことが必要でないかと、いうふうに言われております。3番目にIT化による効率化、省力化スマート農業と農地の集約ということになります。作業が自動化できること、労働力を削減できます。データ化することで、農業の熟練者でなくても、高品質な生産や効率的な農業経営ができ、担い手に対しての農地の集積を行い、大規模経営ができることでございます。4番目に労働条件、就農環境改善、年間の作業をですね平準化して、トイレや更衣室などの衛生管理、給与体系の明確化や福利厚生などの働きやすい、職場環境をつくることが必要でございませう。以上の内容なんではないかというふうに私は整理をしているところでございます。補助事業はひもつきが多いわけですが、規模拡大が条件なり、昨年度の11月でございましたでしょうか。認定農家との意見交換会を行ったわけですが。その中で、認定農家に確認しましたところ、規模拡大をするにしろ、それ以上はできないという意見が非常に多かったと思っております。そうしますと、湯前町の認定農家はやはり高齢化していることと、また後継者がいないのが多いということになるわけでございます。質問の要旨に入る前に幾つかお尋ねします。そこで町外から湯前へですね農業へ参入されている状況について伺いたいと思っております。

農林振興課長（高橋 誠君） 近年の状況でございますが、認定新規就農者の方で2人でございます。もともと湯前町の生まれの方のほうで、非農家の方でございますが、県外に住まわれていたが、湯前町に帰って来られて、ゼロから農業を始められた方でございます。お1人の方は露地栽培、露地野菜、ミシマサイコなどで0.97ヘクタールを経営されております。もう1人の方は、露地野菜、果樹などで0.42ヘクタールを営営されているというのが、現在でございます。

3番（遠坂道太君） 今課長から答弁いただきましたけれども、この親元就農じゃなくて新規にですね来られたという方でございますが、また他町村からですね、湯前の農地を購入されているという方ですね、把握はされておられるかそれにつきまして、お聞きたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 農業委員会、また農林振興課のほうで把握している数字でございますが、令和元年度から令和6年度の今現在までの、わかってる数字を申し上げますと、町外の方9名。面積で言いますと4.3ヘクタールでございます。あと参考まで申し上げますと農地を購入してではなくて、農地を借りて耕作している、町外の方が29名、面積で22.7ヘクタールでございます。

3番（遠坂道太君） 今、課長からお返ししてましたけども、まず購入されている方も、9名ほどいらっしゃるということと、また農地を借りて、取り組んでおられると言う方も結構、30名近い方がいらっしゃるということでございます。そこでですね、逆にですね、湯前町の農家が、他町村で、やっておられるというデータというのはどのくらいいらっしゃるかそれにつきまして、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） これも農林振興課の方で把握している、認識している数字ですが、町外の農地を耕作される湯前町の農家数は24人。面積で24.4ヘクタールとなっております。

3番（遠坂道太君） 今お聞きしました数字ですね、24名の方が24.4ヘクタールを町外で耕作されてるということでございます。見ますと、やはりよその方も、湯前に入って農業してもらおうし、また、湯前の方も出てやっていただくということが、ここで大体明確にされてるんじゃないかというふうに思います。そこでですね、要旨1に入りますけども、担い手対策を上球磨3町村で取り組むみては。について伺います。担い手の形態は多種多様化であり、地域によっては新たな法人、或いは第3セクターが担い手となりつつあります。問題への対処も、地域によって様々であり、やはり、地域レベルの担い手問題については、地域の農家、住民に真剣に受けとめられているようで、町村は、或いはJAを中心に積極的な対応が見られます。現在、JAで取り組んでいる事業がありますので、わかれば担当課より説明をいただきたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） 人吉球磨管内でございますが県、市町村、JAなどの農業団体で構成する球磨農業活性化協議会というものがございます。その協議会において、新規就農者に対する様々な支援を行っております。具体的には就農相談から営農技術、知識の習得、就労に向けた準備、補助事業の紹介など、様々な支援を実施しております。タブレットのほうにですね、球磨で農業始めませんかというパンフレット載せておりますのでご覧いただきたいと思いますが、農業を始めるための就農までのフロー図によって技術や知識の習得方法であったり、就農に向けて必要となる準備内容を示しております。また具体的な農地や施設、機械資金、そういったものの就農プランの作成に関する指導・助言を行われているものでございます。またもう1つ、人吉球磨の主要な農産物の作付スケジュールや作付事例、熊本県新規就農支援センターの相談窓口が紹介されております。このようにですね人吉球磨管内ではなく、球磨管内では、球磨農業活性化協議会と熊本県新規就農支援センターが連携して、新規就農者の確保に取り組んでいるという現状でございます。

3番（遠坂道太君） 今、課長からJAでの取り組みについてご説明があったわけですが、これを見ますと、担い手とか新規の農業者の確保がですね、できるような形の取り組みではないかと、非常に今後期待されるような取り組みじゃないかというふうに私も期待をしてるところでございます。それから湯前町の農地がですね、皆さんも何名か私が言っとるんですが、10年後に耕作地の約50パーセント近い250ヘクタールがですね。手放したい、貸したいという値が出てくると思います。地域ごとに将来あるべき農業農村の姿を描くその方向に沿って対策を考える必要があると思います。人口も年々減少傾向となっております。それに準じて、農業人口も減少となっており、担い手も高齢化と後継者がいない状況です。今後、湯前町の問題として、先ほども申し上げましたように、10年ごろ農地の250ヘクタール。そのことは、避けて通れないという状況はないかと思えます。そこで、上球磨3か町村には農業の中心になる組織があると思えます。多良木町には2団体、湯前町には農業公社、3件の法人、また水上村には、認定農家、40歳代を中心に、若い農業者が取り組んでおられるわけです。湯前町の法人は、受託作業特化型経営、多良木町の場合は、集落農地集積型経営であります。3町村も年々人口も減少しているような状況であります。また将来的には、また町村合併の話も出てくるのではなかろうかというふうには私は思っているところでございます。林業の部門を見ますと、湯前町、水上村においては、上球磨森林組合を中心に、林業事業に取り組んでいただいております。農業においては、特に3か町村担い手の問題と農地は、共通の問題であると思えます。市町村の垣根を越えて、農業部門に取り組むことが必要であるのではないのでしょうか。例えば、3か町村で、農地の担い手の対策に関する協議会を設立して、共通の事業に取り組んで問題に対処することが、将来に向けての農

地を農地として残し、担い手への農地の集積を行い、大規模な営農ファームへの取り組むことができるように、行政の支援を行うことが行政としての将来に向けての取り組みと思います。今後は、行政がやっぱりリーダーシップをとっていかなければならないと思います。これもですね、町民の方からそういう意見も出ておりました。そこで町長に伺いますが、将来に向けて、担い手対策を上球磨3か町村で取り組むような考えはあるのか、伺いたいと思います。

町長（長谷和人君） 先ほど担当課長が説明しましたように新規就農者の支援につきましては、就農相談から研修、就農、定着の各ステージに応じた支援が必要でございます。現在、人吉球磨が取り組んでおります、球磨農業活性化協議会を中心にですね、市町村を含む関係機関が連携して取り組んでいるところでございます。特に営農技術の取得や国や県の補助の活用につきましては、県の営農支援センターの活用が効果的というふうに考えているところでございます。しかしながら本町の担い手支援それから新規就農支援として、本町独自の取り組みや、地理的条件から上球磨3町村と連携した取り組みもですね、今議員質問があつてるように、効果的な部分もあるのかなというふうには考えたところでございます。また現在ですね、3町村で構成いたします、上球磨地域農業振興協議会がございまして、この会員がですね、JAくま上球磨統括支所長、それから営農センター長を含みます営農指導販売の担当者、それから球磨地域振興局の農業普及振興課長、それから上球磨3町村の農政担当課長、そして各町村のですね、農業委員会会長がメンバーとなっておる組織がございまして、この組織の協議事項としましては、集落を基礎とした、集落営農組織や認定農業者の育成支援、後継者確保機能の強化を、挙げておられるところでございます。この中でさらにですね、担い手支援策としてこの組織の中で協議を深めていただくというの、今遠坂議員がご質問されている、1つの方法になるのではなからうかなというふうに思っておるところでございます。そういったことも含めまして現実ではですね、具体的なことを申し上げることはできませんけども今後の農業情勢や、新規就農者を含む担い手の状況を見ながらですね、併せて多良木町、水上村様のですね、農政に対する考え方、捉え方、それから施策等々それぞれの町村によって違うというふうに思いますので、その意向を聞きまして、またJAも含めたですね、3町村において今後、今ご質問されております担い手策につきましてもですね、何ができるのか、何が可能性があるのかななどをですね、その意向をこの協議会の中で、お伺いしながらですね、対応をしていったらどうかなというところでの答弁とさせていただきます。以上でございます。

3番（遠坂道太君） 今、町長に答弁いただきました。いわゆる将来に向けての形となっているわけですが、やはり3か町村で、そういうような組織があるのであればですね、それをうまく活用しながら、関係者一同、協議を行いまして、何がやっぱり先ほど

町長より、何が必要なのかということを探って取り組んでいただければというふうに思っているとございませう。最後に町長にお尋ねしたいと思ひますけれども、将来に向けた、農業担い手対策について町長に伺ひたいと思ひます。それについてお願いいたします。

町長（長谷和人君） 農業は本町におきまして、基幹産業でございまして、農業の活性化が町全体の活性化に繋がると。農業の振興を図り荷受けにおきましてはですね、担い手の確保というのは必要不可欠ということで、本町の最重要な課題というふうに考えております。一方、担い手不足につきましては少子高齢化の進行によりまして、人口減少が大きな要因でございまして、農業だけではなく、林業や、それから建設業など全ての産業におきまして、共通の課題であるというふうに意識しております。また、農業を取り巻く環境につきましても、先ほど遠坂議員の冒頭の説明の中にございましたように物価高騰による融資や資材、輸送費の高騰、それから農産物価格の低迷など非常に厳しく、農家所得の減少もあってですね、後継者が不足している状況であるというふうに認識しております。さらに、都市部や都市近郊の市町村による本町のような地方の市町村においても深刻な担い手不足になっているというふうに認識をしております。このような状況の中でですね、農業の担い手を確保するためにはですね、農業を職業として選択してもらえ魅力ある産業にすることが重要であるというふうに思っております。そのためにも、やはり農業が儲かり稼げる職業でなければならないと。また併せまして誇りと、それから作りがいのある、職業でなければならないというふうに思っております。今、国におきましては、この国会で農業の憲法と言われます、食料農業農村基本法が改正されたところでございませう。この改正法ではですね、食料安全保障の確保が明確化されておきまして、国民に対する食料の安定的な供給と食料の供給能力の維持を図ること。また、食料の価格形成について、持続的な食料供給に要する合理的な費用が考慮されるように規定されているようでございませう。今後国におきまして、食料農業農村基本法が策定され、具体的な農業振興策が示されるんではなからうかなというふうに思っております。農業振興や担い手の確保は町の政策だけで解決できない状況にあるというふうに思っております。ここはですね、国や県に対しまして、本町の実情を示しながら、本町にとって効果的な対策となるよう、働きかけとともに、国や県と連携いたしまして、担い手の確保に取り組んでまいればというふうに思っているところでございませう。以上でございませう。

3番（遠坂道太君） はい。ただいま、町長に将来に向けた農業担い手の対策について伺ったわけですが、やはり農業というのは、湯前町にとっても非常に基本的な、中心となる産業であり、また商工会においても、やはり影響を及ぼす形でございませう。そういった中で、先ほどから私も言っておりますが、10年後に250ヘクタールの農地とい

うのが非常に私は頭痛いと言うのが今後の問題が大事だと思います。町には農業公社があります。町内の農家もですね、言っておられるのは、将来には私の土地は公社で受けてもらわんば困りますという方が結構多ございます。現在の公社今やれるような状況ではないと思いますけれども、やはり今後ですね、10年後までにはそのような体制づくりをしながら、やれるような状況で作っていかねばというふうに思っているところがございます。そのような体制がなるようにですね、期待をしまして、一つ、農業の担い手対策についての質問を終わります。

議長（金子光喜君） 一つ、農業の担い手対策について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで一つ、農業の担い手対策についての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

本定例会に通告された質問が全て終わりましたので、一般質問を終わります。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第2 報告第1号 令和5年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

議長（金子光喜君） 日程第2、報告第1号、「令和5年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第1号、令和5年度湯前町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和5年度湯前町一般会計予算の一部を、令和6年度へ事故繰越しにより繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（西村洋一君） それでは、タブレットの2ページをご覧いただきたいと思
います。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名、道路メンテナンス事業、表の中央の欄で
すが、翌年度繰越額5,856万5,000円です。この事業は、下町橋補修工事に伴うもので
す。

次に、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧
事業、翌年度繰越額2,981万円です。この事業は、令和2年7月豪雨により被災した施
設の復旧事業です。

次に、項2公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業、翌年度繰越額2,259
万7,000円です。この事業は、令和2年7月豪雨により被災した施設の復旧事業です。

最後に、事業名、道路橋りょう災害復旧費事業、翌年度繰越額1億7,690万4,000円
です。この事業は、令和2年7月豪雨により被災した施設の復旧を行うものです。

以上、一般会計の事故繰越しの総額が、2億8,787万6,000円であります。また、只
今、御説明いたしました4つの事業、いずれも近年の多発する災害による労働需要の急
増から請負業者の人員が不足したこと、また資材の入手難等の影響により、年度内完了
が困難なため事故繰越しをしたものです。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

2番（西 靖邦君） 先ほど資材の入手難等という御説明があったんですけども、主
にどんな資材ですか。

建設水道課長（稲森一彦君） 現場につきましては、災害復旧二次製品と災害復旧と
いうふうなことが主なものでございます。コンクリート製品の二次製品等が主なものにな
ってくるかなというふうに思っております。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第1号、「令和5年度湯前町一
般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

- - - - -

日程第3 報告第2号 令和5年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて

議長（金子光喜君） 日程第3、報告第2号、「令和5年度湯前町一般会計繰越明許
費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第2号、令和5年度湯前町一般会計繰越明許費繰越計算書

の報告について、説明を申し上げます。

地方自治法施行令第 146 条第 1 項の規定により、令和 5 年度湯前町一般会計予算の一部を令和 6 年度へ繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 資料の 2 ページをご覧ください。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度システム改修事業、翌年度繰越額 11 万 6,000 円です。

事業名、くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）事業、翌年度繰越額 531 万 2,000 円です。

事業名、令和 5 年度湯前町新築住宅取得補助金、翌年度繰越額 170 万円です。

事業名、令和 5 年度湯前町 L P ガス価格高騰対応生活者支援事業補助金（追加分）、翌年度繰越額 390 万円です。

事業名、価格高騰対策給付金（住民税均等割のみ課税世帯）給付事業、翌年度繰越額 1,507 万 6,000 円です。

次に、項 3 戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム改修事業、翌年度繰越額 449 万 5,000 円です。

3 ページをご覧ください。

事業名、戸籍附票システム改修事業、翌年度繰越額 580 万 8,000 円です。

事業名、戸籍情報システム改修事業、翌年度繰越額 804 万 1,000 円です。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、事業名、高齢者生活福祉センター改修事業、翌年度繰越額 2,200 万円です。

項 2 児童福祉費、事業名、低所得者の子育て世帯給付金（均等割のみ世帯分）給付事業、翌年度繰越額 125 万 6,000 円です。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、事業名、畜産飼料価格高騰対策支援金事業、翌年度繰越額 496 万 1,000 円です。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、事業名、ワーケーション推進事業、翌年度繰越額 249 万 8,000 円です。

事業名、湯前駅レールウイング複合施設再整備実施設計事業、翌年度繰越額 1,520 万円です。

事業名、観光施設温泉泉源揚水ポンプ更新事業、翌年度繰越額 480 万円です。

次に、款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、事業名、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化修繕計画事業）、翌年度繰越額 3,000 万円です。

項 3 河川費、事業名、緊急自然災害対策事業（浅巻谷川改修事業）、翌年度繰越額 3,530 万円です。

4 ページをご覧ください。

項 5 住宅費、事業名、社会資本整備総合交付金事業（地域優良賃貸住宅整備事業）、翌年度繰越額 4,596 万円です。

次に、款 9 教育費、項 4 社会教育費、事業名、社会教育施設整備事業、翌年度繰越額 8,090 万円です。

事業名、下里御大師堂周辺整備事業、翌年度繰越額 3,190 万円です。

次に、款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、事業名、林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額 2 億 4,408 万円です。

項 2 公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業、翌年度繰越額 7,340 万円です。

事業名、道路橋りょう災害復旧事業、翌年度繰越額 2 億 1,180 万円です。

以上、一般会計の繰越明許費の総額が、8 億 4,850 万 3,000 円であります。

事業ごとのそれぞれの財源内訳につきましては、計算書に記載のとおりであります。

また、5 ページ以降に繰り越し理由を掲載しておりますが、先の 3 月定例会の際、一般会計補正予算（第 10 号 11 号）の審議において、同じ内容にて御可決いただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

1 番（吉田精二君） 後ろの説明のほうからいきますが、6 番 7 番 8 番につきまして、戸籍住民台帳システム改修事業、それから戸籍附票システム、それから戸籍情報システムとあります。この繰り越しの理由の中に事務手続きに期間を要し、とあります。この点につきまして、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

税務町民課長（北崎真介君） この 3 つはまず、令和 5 年 1 2 月定例会におきまして、まず一番上の住民基本台帳システム改修が 449 万 5,000 円、こちらはマイナンバーカードにふりがな及びローマ字を記載する機能の整備のためということでございます。それを住民票にふりがなの記載を可能とする改修でございます。それから戸籍附票システム改修業務としまして 313 万 5,000 円、こちらは戸籍附票にふりがなの記載を可能とする改修ということでございます。それから戸籍情報システム改修が 804 万 1,000 円ということでございます。その上に 3 月の定例議会におきまして、2 番目の戸籍附票システム改修業務委託料 267 万 3,000 円を増額補正をお願いいたしまして、合計 580 万 8,000 円となっております。これはそもそも総務省発出の社会保障税番号制度システム整備費補助費補助金実施要項の一部改正に伴う内容変更により、増額したものでございます。繰り越しした理由と申しましては、これは 3 件の委託料につきましては、氏名・ふりがなに関する一連のシステム改修で、もうその作業としましては密接に関係しておりまして、

実施要項の一部改正による内容変更もあり、それに対応したシステムの変更や開発作業も遅れてきております。事業費も動いておりまして、住基や戸籍、その附票、さらにマイナンバーカードと各システムの動作確認、それらの紹介や連携作業などに相当な時間が必要となっております。しかも、全国の団体がほぼ同時期に行うことになっており、見通しが立たない状況下で令和5年度内に補助金申請を行っておりますけれども、それから先の契約から事業完了までの事務手続きに関して、年度内を終了するよう進めていくことは困難となったということでございます。現在、スケジュール的には開発導入の負担を考慮し、国のほうでも記載時期や連携時期を見直しはされており、繰り越した事業費も全額補助となる予定でございます。今のところ例えば、戸籍による住民票の氏名の読み仮名の収集、具体的には住基システムを音読み仮名を戸籍附票システムへ連携させる時期としては、令和6年10月から令和7年2月までに行うことが想定されております。そのため、この時期には対応するシステムの改修を終わらせ、この機能を実装する必要がございます。今後もそういった要項の一部改正や、令和7年度末のシステム標準化など、視野に入れながら、開始の時期、各システムのふりがな記載の段階的な実施時期と適切な運用ができるよう着実に進めていきたいと思っております。今後とも皆様のご理解ご協力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

1番（吉田精二君） ありがとうございます。これ今課長言われましたように、昨年の12月の定例議会、12月の11日議決ですかね、になっております。担当としてですね、実際補正予算を組むのは12月のはじめに組むと思いますけれども、工程を見まして、12月の11日議決されてからもうすぐ入札の段階に入ると思います。年度内完了を目指していくと思いますけれども、事務手続きに期間を要してとありますけれども、その付近のところの工程管理は当初どのように考えていたのか、ちょっと甘かったんじゃないかというふうなことを考えますがいかがでしょうか。

税務町民課長（北崎真介君） 開発導入がやはりかなり期間を要したということで、それに応じまして事務ができなかったということでございます。ただ先ほど申しましたとおり、実施要項の一部改正ですとか、非常に内容が流動化しております。現在もまたこの中でやるべきことが、令和9年度に先延ばしになるとかそういった話もございまして、なかなか内容が決まらず、面談後もちょっと苦慮してるところでございます。そういったところで、事務手続きが進まないというか、それに応じた事務手続きが続かないということでございます。決してそういった事務の怠惰とかそういった意味ではございません。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第2号、「令和5年度湯前町一

般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

- - - - -

**日程第4 報告第3号 令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告
について**

議長（金子光喜君） 日程第4、報告第3号、「令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 報告第3号、令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度湯前町水道事業会計予算の一部を令和6年度に繰り越したので報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明いたします。

2ページをご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額となります。

収益的支出

款1水道事業費用、項1営業費用、事業名、浄水場用地登記手数料。

予算計上額10万円、翌年度繰越額10万円。

資本的支出

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、浄水場用地取得費用。

予算計上額1万円、翌年度繰越額1万円。

事業名、下町橋配水管布設工事。

予算計上額350万円、翌年度繰越額350万円。

合わせまして、翌年度繰越額の合計が361万円となります。

浄水場用地取得関係では、浄水場土砂災害対策工事関係による隣接地の用地取得に關したもので、登記事務手続きに期間を要するため、年度内完了が困難であったため繰越したものです。

また、下町橋配水管布設工事は、下町橋改修工事に合わせ添架してある配水管の布設替で、下町橋改修工事そのものも請負業者の人員不足、資材入手の困難により年度内完了が困難であり繰越とし、配水管布設工事との調整に期間を要したため繰越したものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで報告第3号、「令和5年度湯前町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の報告を終わります。

- - - - -

日程第5 議案第51号 工事請負契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第51号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第51号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町役場庁舎屋根防水他改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 担当課の総務課から御説明いたします。

契約の目的は、湯前町役場庁舎屋根防水他改修工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約の金額は、1億890万円でございます。

契約の相手方は、熊本県球磨郡湯前町2587番地3

青木建設株式会社 湯前営業所 所長 代表取締役副会長 神崎弘光 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

2番（西 靖邦君） ちょっと工期についてお伺いします。発注者はですね、受注者の長時間労働の是正や、建設業の担い手一人一人の週休2日の確保など、建設業の時間外の上限規制ですね、環境整備に対し協力する必要があります。これ受発注間で協議を実施されてですね、適正な工期設定をされたのでしょうか伺います。

総務課長（西村洋一君） 議員ご指摘のとおり、そのような対応をとって決定しております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第52号 物品購入契約の締結について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第52号、「物品購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第52号、物品購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町リアル映像コミュニケーションシステム購入について、物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（西村洋一君） 担当課の総務課から御説明いたします。

契約の目的は、湯前町リアル映像コミュニケーションシステムでございます。これまでの説明では、災害対応用の可搬型映像システムとして御説明をしてきたものでございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、730万4,000円でございます。

契約の相手方は、熊本県熊本市中央区九品寺1丁目2-11

西日本電信電話株式会社 熊本支店 支店長 朝倉順治 氏でございます。

なお、次のページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、「物品購入契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日6月12日から6月13日までの2日間を休会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月12日から6月13日までの2日間を休会とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月14日、午前10時に開きます。

議事は、条例改正、補正予算等を予定しておりますので、御参集願います。

本日はこれで散会します。

- - - - -

散会 午前11時43分

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

令和6年第4回湯前町議会定例会

〔第3号〕

令和6年6月14日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 53号 | 湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 54号 | 湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 55号 | 上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 56号 | 湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 57号 | 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 58号 | 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 59号 | 湯前町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 60号 | 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第 61号 | 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第 62号 | 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第 63号 | 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第 64号 | 令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第 65号 | 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 同意第 2号 | 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | | 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会） |
| 日程第16 | | 議員派遣について |
| 日程第17 | | 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第18 | | 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第19 | | 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について |
| 日程第20 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

1番 吉 田 精 二
3番 遠 坂 道 太
5番 森 山 宏
7番 味 岡 恭
9番 山 下 力

2番 西 靖 邦
4番 椎 葉 弘 樹
6番 黒 木 龍 次
8番 倉 本 豊
10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文			
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	西	村	洋	一		
税	務	町	北	崎	真	保	健	福	社	課	長	高	木	堅	介
建	設	水	稲	森	一	企	画	観	光	課	長	伊	藤	賢	一
教	育	課	浅	田	徹	農	林	振	興	課	長	高	橋	誠	
会	計	管	中	園	誠	二									

開議 午前10時00分

議長（金子光喜君） ただいまから、令和6年第4回湯前町議会定例会、第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第53号 湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第1、議案第53号、「湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） おはようございます。本日の議会よろしくお願いたします。

それでは、議案第53号、湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公設公営インターネット接続サービスの終了に伴い、情報通信システムが行う事業の中から、インターネット接続サービスに関する事項を削除するため条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

総務課長（西村洋一君） 3ページの新旧対照表をご覧ください。左側が改正後になります。よろしいでしょうか。

分かりやすく御説明いたしますと、令和5年度末をもって町のインターネット接続サービスが終了いたしましたので、それに関する右側下線の部分を条文から削除するものでございます。ただし、地上デジタルテレビ難視聴地域の解消事業は継続しておりますので、その部分は残しております。

2ページをご覧ください。附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、もう1本、湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例がございますが、一般会計の決算処理などの事務手続きが残っておりますので、使用料に関する事務が全て終了した後に廃止を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、「湯前町情報通信システムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第54号 湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第2、議案第54号、「湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第54号、湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第54号について御説明いたします。

今回の改正は、県の補助金交付要領が改正されたことに伴いまして、自己負担額の端数を切り捨てる内容となっております。それに伴いまして、条例を改正するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条、助成対象経費において、第1項第1号の自己負担額の規定を、入院外の場合について、1,020円を1,000円に入院の場合について2,040円を2,000円に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

附則、第1項において、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとし、第2項では、適用日前後の規定について定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「湯前町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第55号 上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第3、議案第55号、「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第55号、上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準を定める介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第55号について、御説明いたします。

今回の改正は、全国の地域包括支援センターの職員確保が困難となっております、現状を踏まえ、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための介護保険法施行規則の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容について、御説明いたします。3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条、職員の員数について、第1項では、現行の当該職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とする。という見直しが行われております。

第2項には、複数の地域包括支援センターを設置した場合の職員配置基準を新たに設けるものでございます。

なお、現在の上球磨地域包括支援センターの職員配置は、主任介護支援専門員1名、保健師4名、社会福祉士2名であり、基準を満たしております。

2ページをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、「上球磨地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第56号 湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第4、議案第56号、「湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第56号、湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 議案第56号について、御説明いたします。

今回の改正は、介護保険法施行規則に規定されていた地域包括支援センターの定義規定の改正に伴い、基準省令が改正されたため条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第13条、指定介護予防支援の業務の委託について、第1項第1号の括弧書き内、介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改めるものでございます。

2ページをお願いします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、「湯前町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決しました。

- - - - -

日程第5 議案第57号 湯前町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第5、議案第57号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第57号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道法第25条の規定に基づき標準下水道条例が改正され、排水設備工事責任技術者に関する規定が見直しとなったため、湯前町下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第57号、湯前町下水道条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、デジタル原則に照らした規則の一括見直しプランに基づき、常駐・専任規制の見直しがされ、国土交通省で標準下水道条例の一部が改正されたため、湯前町下水道条例の一部を改正するものです。

3ページをお開きください。新旧対照表により説明をいたします。左側が改正後です。

第6条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、同条第3項第4号中「専属」を「選任」に改め、第6条の3第1号中「専属」を「選任」に改めるものです。

次のページをお願いいたします。

第6条の4第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、「なければならない。」の次に「ただし、県内の複数の営業所を兼任することを妨げない。」を加えるものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号、「湯前町下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第58号 湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第6、議案第58号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第58号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、併せて、湯前町水道事業給水条例の見直しを行い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第58号、湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、既存の引用条項にずれが生じるため、湯前町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。新旧対照表により説明いたします。左側が改正後です。

第36条第1項中「令第4条1項 第1項各号」を「水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条第1項各号」に改めるものです。

第37条中「令第6条第1項各号」を「政令第7条第1項各号」に改めるものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第58号、「湯前町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第59号 湯前町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例について

議長（金子光喜君） 日程第7、議案第59号、「湯前町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第59号、湯前町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、人・農地プランが地域計画として法定化されたため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

農林振興課長（高橋 誠君） 議案第59号について、説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域での話し合いに基づき将来の地域農業のあり方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。令和6年度中の地域計画策定の完了を行うよう事務手続きを進めてまいります。

今回の条例改正は、従来の計画「人・農地プラン」と、新たな計画の「地域計画」、この2つの計画をそれぞれ、審査検討を同時に行う必要がございますので、条例の名称、そして、条例の内容、字句の改正をおこなうものでございます。

4ページの新旧対照表により、説明申し上げます。

まず、条例の名称ですが「湯前町人・農地プラン検討委員会」を「湯前町地域計画策定検討委員会」に改正を行います。

次に、第1条は、関係上位法令に基づく、検討委員会の設置目的を改正するものでございます。

次に、第2条は、人・農地プランと、新たに地域計画の審査及び検討を行う事務への改正でございます。

次に、第3条は、検討委員会を、委員会の句字に改め、併せて、第4条は、会長と副会長の職名を改めるなどの字句の改正を行うものでございます。

次に、第6条は、1項の委員長への職名の字句改正と、3項は会議の議事の可否を問う場合の出席委員の数の改正を行うものでございまして、これまで「出席委員の3分の2以上で決する」ものを、改正後は「過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる」に改正するものでございます。

5ページ、第7条の「庶務」のところも同様に字句の改正でございます。

3ページに戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、「湯前町人・農地プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決し

ました。

日程第8 議案第60号 令和6年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について

議長(金子光喜君) 日程第8、議案第60号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第60号、令和6年度湯前町一般会計補正予算(第2号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,395万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6,982万1,000円とするものでございます。また併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長(西村洋一君) 事項別明細書の歳出12ページをご覧ください。

款1 議会費、節4 共済費1万1,000円を計上しました。これは人件費関係の市町村共済組合負担金として、令和6年度の料率変更に伴う増額でございます。なお、この度の人件費関係の補正は、4月の人事異動及び、ただ今御説明しました料率変更等に伴うものでございまして、説明が重複しますので、その他の特別な理由がある場合を除き、これ以降の款における説明は省略させていただきます。

節17 備品購入費1,300万円を計上いたしました。議員の皆様ご案内のとおり、現在、議場の音響設備が時折不具合を起こしております。この設備は非常に高額でございまして、どうにか修理できないかと複数の業者に当たってみました。型が古く修理は難しいという回答でございましたので、新たな設備を購入するものです。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12 委託料37万7,000円を計上いたしました。定額減税に伴うRKKシステム改修委託料ですが、これは役場職員の給与システムの改修となります。

目8 防災諸費は財源更正になります。災害用ドローン購入費について、当初予算では630万円全額を起債にて充当することにしておりましたが、財政的に有利な国の消防団の力向上モデル事業の上限500万円の採択を受けたことに伴い財源更正を行うものです。なお、歳入は款14 国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金に500万円を計上し、当初予算で計上しておりました、款21 町債、目1 総務債、節3 緊急防災・減殺事業債630万円を更正減額いたします。また、差額の130万円は一般財源を充当いたします。

目12 諸費、節18 負担金補助及び交付金4,000円を計上しました。一般社団法人熊本県社会保険協会の年会費となります。

目 13 定額減税に係る調整給付事業費です。節 10 需用費に、給付に係る消耗品費 5,000 円、節 11 役務費に通信費 16 万 4,000 円、口座振込手数料 7 万 3,000 円、節 18 負担金補助及び交付金に、住民税分 300 万円、所得税分 2,200 万円と見込み、合わせて 2,500 万円計上いたしました。これは定額減税しきれないと見込まれる方へ、定額減税額と税額の差額を給付するものです。なお、財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税一体支援枠）を、給付金分の 2,500 万円を充当します。歳入は、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 3,275 万円の中に含んで計上しております。また、事務費関係は詳細が判明しておりませんので、国からの正式通知が届き次第、財源更正いたします。

13 ページをご覧ください。

目 15 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事業費を計上しました。

節 10 需用費に給付に係る消耗品費 4,000 円、節 11 役務費に通信費 1 万 9,000 円、口座振込手数料 8,000 円、節 12 委託料にシステム改修委託料 94 万 4,000 円、節 18 負担金補助及び交付金に 1 世帯当たり 10 万円の 70 世帯分を見込み 700 万円を計上いたしました。これは令和 6 年度新たに住民税非課税または均等割りのみ課税となる世帯へ給付するものです。なお、財源については先ほどの説明と同様に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税一体支援枠）を充当いたします。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節 18 負担金補助及び交付金に、軽自動車税申告書取扱事務委託費負担金 2 万 5,000 円、租税教育推進協議会負担金 5,000 円を計上しました。

項 3 戸籍住民基本台帳費は会計年度任用職員の人件費関係で、現在 2 名の半年分として計上していましたが、税務町民課の業務が増加しておりますので、年度末まで継続して雇用する費用として全体で 320 万円を計上いたしました。

14 ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 12 委託料に 15 万 2,000 円を計上しました。熊本県の重度心身障がい者医療費助成制度の単価改正に伴うシステム改修委託料になります。

節 18 負担金補助及び交付金に、県障害者スポーツ・文化協会負担金を 3 万円、熊本県英霊顕彰会負担金 4,000 円を計上しました。

節 27 繰出金に 17 万 4,000 円を計上しました。人件費上昇分を国民健康保険特別会計へ繰り出すものです。

目 2 老人福祉費、節 27 繰出金から 361 万 9,000 円を更正減額しました。介護保険特別会計の職員が 1 名減となった分となります。

項 2 児童福祉費、目 5 低所得者の子育て世帯給付金（住民税非課税等世帯分）の給付事業費を計上しました。

節 11 役務費に通信費 3,000 円、口座振込料 2,000 円、節 18 負担金補助及び交付金に 1 人当たり 5 万円の 15 名分として 75 万円を計上しました。これは住民税非課税等世帯の同一世帯となる 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を世帯主に対して給付するものです。なお、財源につきましては、これも先ほどの説明と同様に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額減税一体支援枠）の給付金分 75 万円を充当いたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、節 10 需用費に、上段は、新型コロナワクチン接種関連の消耗品費 3 万 5,000 円を計上しました。

下段は、風しん追加的対策クーポン券の印刷製本費 1 万 2,000 円を計上しました。なお、印刷製本費の財源として、国の感染症予防事業費等国庫補助金 5,000 円を充当いたします。歳入、款 14 国庫支出金、目 3 衛生費国庫補助金に計上しております

節 11 役務費は、新型コロナワクチン接種関連の通信費 27 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料、上段に、新型コロナワクチンの予防接種委託料 1,546 万 1,000 円を計上しました。

同じく、新型コロナワクチン接種に伴う健康管理システム改修業務委託料 39 万 6,000 円を計上しました。なお、新型コロナワクチン接種関係の財源は、これまで全額国費で賄われておりましたが、感染症法上の 5 類に移行されたことから、令和 6 年 3 月 31 日をもって無料による特例臨時接種は終了しております。

これに代わりまして、令和 6 年 4 月 1 日以降は、65 歳以上の方、または 60 歳から 64 歳までの方で、重症化リスクの高い方を対象とする定期接種がスタートすることになりました。その財源はどう変わったかを申し上げますと、これまで全額国負担であったものが、接種者 1 人当たり 8,300 円を国から基金管理団体を經由しての助成となりまして、本町では 1,100 人の接種を想定し、歳入、款 20 雑入に 913 万円を計上しております。

次に、個人負担と町の負担を御説明いたします。1 人当たりの接種費用は町と医療機関との取り決めにより 1 万 6,555 円を想定しております。この内、先ほど説明いたしました、国の負担が 8,300 円、次に個人負担が 2,500 円、差し引いた 5,755 円が町の負担となります。

なお、町負担分の 3 割は交付税措置されるということでございます。

ちなみに、それ以外の年齢の方は、任意接種として全額ご負担いただき自主的に接種いただくこととなります。この場合は、料金は病院が個別に定める金額となります。

15 ページをご覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 12 委託料は湯前町地域産業交流施設指定管理料 75 万 9,000 円を計上しました。杵つき精米所の令和 6 年 9 月から 7 か月分の指定管理料になります。

目 5 農地費、節 12 委託料は、基盤整備関連経営体育成等促進計画作成業務委託料 460 万円を計上しました。令和 8 年度事業開始予定の松下・中部地区土地改良事業の採択要件であります、効率的な農地利用や集積率増高を推進するための計画を策定するものです。

節 18 負担金補助及び交付金は、県営田んぼダム普及・拡大モデル事業負担金 38 万円を計上しました。令和 6 年度は排水柵の入替工事が予定されておりました、総事業費は 260 万円でございます。国 55 パーセント、県 32 パーセント、市町村 13 パーセントとなります。なお、負担金 38 万円は県からの通知により計上いたしております。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 12 委託料は、湯前駅レールウイング複合施設再整備工事管理委託料 342 万円を計上いたしました。湯前駅レールウイング第 1 期工事の工事管理委託料になります。

節 18 負担金補助及び交付金は、商工会補助金を 200 万円計上いたしました。くま川鉄道全線開通に合わせて、特産品の開発など観光に特化した事業を推進するものでございます。

目 3 観光費、節 10 需用費は、公用車修繕料 20 万円を計上いたしました。湯楽里マイクロバスの自損事故に伴います車両の修繕料になります。なお、財源は全額保険で支払われますが、歳入は款 20 雑入に計上しております。

16 ページをご覧ください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費の会計年度任用職員に関する部分は、当初予算では 6 月から 8 月までの 3 か月分を計上しておりましたが、人員不足により事業執行等が困難をきたしていることから、9 月から 3 月までの 7 か月間も継続して雇用する費用を計上しました。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金に 18 万 7,000 円を計上しました。人件費上昇分を下水道事業会計へ繰り出すものです。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 14 工事請負費 24 万円を計上しました。下京手住宅の消火栓 2 基の改修工事になります。当初予算では被せてある鉄板の取り換えのみを予定しておりましたが、現状を確認しましたところ湾曲している部分があるなど、正規の消火栓蓋への更新が必要と判断しましたので、不足する費用を増額計上するものです。

17 ページをご覧ください。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費、節 12 委託料マイナス 1,300 万円と節 14 工事請負費 1,300 万円は、全員協議会で御説明しましたとおり、まんが美術館等改修事業の実施状況により令和 6 年度の管理業務委託料が一部不用となりましたので、工事費への予算組み換えを行うものです。

目4 美術館費、節7 報償費マイナス11万1,000円と、節8 旅費の下段、普通旅費のマイナス10万円及び、節13 使用料及び賃借料のマイナス100万円は、予定しておりました漫画家のトークショーと原画展におきまして、先方の開催希望時期が、ちょうどまんが美術館の改修工事の期間と重なっておりまして、調整がつかず開催できなくなったことから、いずれも更正減額いたしました。

節12 委託料に、夏目友人帳15周年記念企画展の委託料450万円を計上しました。

18ページをご覧ください。

款10 災害復旧費は財源更正でございます。当初予算では一般財源を充当していましたが、緊急自然災害防止対策事業債の協議が整いましたことから、目1 河川災害復旧費に500万円、目2 道路橋りょう災害復旧費に2,200万円充当し、同じ額を一般財源から減額いたします。なお、歳入は款21 町債、目2 土木債に2,700万円を計上しております。この緊急自然災害防止対策事業債は、充当率100パーセント、交付税措置率70パーセントとなっております。

歳入です。11ページをご覧ください。

先ほどの歳出の説明中で、歳入の説明をしたもの以外を説明いたします。

款19 繰越金に、今回の補正財源として、1,617万円を計上しました。

8ページをご覧ください。

第2表 地方債の補正で「変更」です。歳入で説明いたしました、緊急防災・減債事業の減、緊急自然災害防止対策事業の事業費の増に伴い限度額を変更するものです。

よって、町債の合計は、6億4,070万円となるものです。

19ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

3番（遠坂道太君） 15ページでございますが、農林水産業費の農業費、農地費のですね、18 負担金補助及び交付金の380万円につきまして、お伺いします。現在田んぼダムとしての面積はどのくらいあるのか。また今後ですね、これを推進していく上に、どのくらいの目標値を持っておられるか、それにつきまして、お伺いをしたいと思います。

農林振興課長（高橋 誠君） これまでの実績、湯前町のモデル地区でございますけれども、馬場・瀬戸口・辻地区で33ヘクタール。これは通常区ですね。慣行区、従来型、スマートとは違うことですね、それについては22.5ヘクタール、これは野中田3区・田上区になっております。あとスマート田んぼダムにつきましては、10.1ヘクタール。合計しますと、これまでの実績では55.5ヘクタールとなっております。今回補正するものにつきましては、中部地区を予定しておりまして、これは従来型ではなく、排水枡を

変えていくタイプになります。これについては39筆分の排水、おてみですね、そちらのほうの改修を行ってまいります。これ人吉からあさぎり町まで7市町村を令和6年度実施されますが、450基ほどを改修されるうちの湯前町については39基という形になっております。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

7番（味岡 恭君） 14ページですね、委託料、予防接種委託料の補正が1,546万1,000円補正してありますが、これ補正はコロナによる、コロナが第5類になったことによる補助、町の負担が出たということで説明がありました。私もはっきりちょっと聞こえなかったもんですから、その辺もう一度補正をですね、町はどのくらいの負担があって、何人ぐらい見込んであるのかをお尋ねいたします。

保健福祉課長（高木堅介君） 予防接種委託料は新型コロナウイルスの個別接種に係る委託料となります。対象者は5年度までの65歳以上の接種された方と、60歳から64歳までの重症化リスクのある方の実績から、1,100人を想定して出しております。それから、接種費用、委託料ですが、まず、球磨郡医師会と人吉医師会、それから人吉球磨の保健担当課とですね、保健衛生協議会というものがございまして、そこで協議検討を重ねまして医療機関での委託料総額が1万6,555円です。そこから自己負担、個人負担金2,500円を引きまして、その1,100人分が今回の委託料の1,546万1,000円ですね、になります。総務課長も説明しましたが、国からの今年度に限りと思っておりますが、助成金が8,300円あります。1万6,555円から助成金の8,300円を引きまして、自己負担の2,500円を引いて、5,755円ですかね。が町の負担となるところでございます。この3割が交付税措置ということでございます。以上です。

7番（味岡 恭君） 3割を負担ということですね。それがちょっとはっきりしなかったもんですから、計算すれば6,000円くらいになるかなと思ってちょっと、計算したところだったんです。わかりました。

保健福祉課長（高木堅介君） 個人負担は2,500円になるところで。

議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

8番（倉本 豊君） すいません、今の関連で行きますけれども、おそらく個別接種、今度は集団接種はないのかなと思ってまして、個別接種ですよ。その時の私はいつ頃にしたほうが良いとか、そういう部分に関しての周知等々はどうされてるんですかね。

保健福祉課長（高木堅介君） この定期接種はですね、秋接種になります。高齢者のインフルエンザと同じ時期となります。その前に高齢者のインフルエンザの予防接種と同様に説明の文書と希望調査をまずとりまして、希望調査が出て、接種の希望された方に、この医療機関に出してもらいます予診票を送付するというところでございます。

議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決しました。

日程第9 議案第61号 令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（金子光喜君） 日程第9、議案第61号、「令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第61号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の御説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億227万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

税務町民課長（北崎真介君） 議案第61号、令和6年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に人事異動等に伴い計17万4,000円を計上しました。

細節12、退職手当135万9,000円につきましては、当初予算にて計上漏れとなっていたため、必要額を計上しました。今後、このようなことのないよう、更なる注意を払っていきたいと考えております。申し訳ありませんでした。

続きまして、歳入を説明します。7ページをご覧ください。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4職員給与費等繰入金では歳出と同額の17万4,000円を計上しました。

歳入歳出それぞれ 17 万 4,000 円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 1 号、「令和 6 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 6 1 号は、原案のとおり可決しました。

議長（金子光喜君） ここで休息のため休憩します。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 07 分

議長（金子光喜君） 休憩終わり、会議を開きます。

日程第 10 議案第 6 2 号 令和 6 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議長（金子光喜君） 日程第 10、議案第 6 2 号、「令和 6 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 6 2 号、令和 6 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、公共樹設置工事に関する工事請負の増額と人件費関係の補正となるところでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第 6 2 号、令和 6 年度湯前町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正になります。

湯前町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入、第1款、下水道事業収益1億5,127万7,000円に、18万7,000円を一般会計から繰入れ、1億5,146万4,000円とするものです。

次に支出です。

第1款、下水道事業費用1億5,033万3,000円に18万7,000円を追加し、1億5,052万円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正により、職員1名分、1年間の予算とするものです。

第4条、一般会計からの補助金を受ける金額は、今回の補正により、8,242万4,000円とするものです。

今回の補正は、収入で公共樹設置工事に要するものに、一般会計からの補助金を繰り入れるものです。

支出では、賞与引当金繰入で違算による補正、法定福利費で市町村共済組合負担率が変わったことより、市町村職員共済組合負担金と法定福利費引当金繰入額を減額とし、工事請負費は公共樹設置工事に要する経費の不足額を補正するものです。

9ページをお願いいたします。

令和6年度湯前町水道事業会計補正予算(第1号)見積の基礎により、御説明いたします。

収入は、款1水道事業収益、項2営業外収益、目4一般会計補助金として、18万7,000円を計上しました。

支出は、款1水道事業費用、項1営業費用、目1污水管渠費、節3賞与引当金繰入額に不足する9,000円を補正し、節5法定福利費、4万3,000円を減額し、節6法定福利費引当金繰入額1万1,000円を減額し、節17工事請負費に公共樹設置工事に不足する23万2,000円を補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決しました。

日程第11 議案第63号 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第1号)
について

議長(金子光喜君) 日程第11、議案第63号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(長谷和人君) 議案第63号、令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、361万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、6億6,665万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

保健福祉課長(高木堅介君) 議案第63号について、御説明いたします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費に関するものでございます。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、常勤職員1名分の給料、職員手当等、共済費について、合計361万9,000円を更正減額しました。また、同額を7ページの歳入、款7繰入金、事務費繰入金を更正減額しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長(金子光喜君) 起立全員。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決しました。

**日程第 1 2 議案第 6 4 号 令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）
について**

議長（金子光喜君） 日程第 1 2、議案第 6 4 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第 6 4 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人件費関係の補正となっております。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

建設水道課長（稲森一彦君） 議案第 6 4 号、令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

2 ページをお開きください。

第 2 条、収益的支出の補正になります。

湯前町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、第 1 款、水道事業費用 7,216 万 2,000 円を 1 万 8,000 円減額し、7,214 万 4,000 円とするものです。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の減額補正により、職員 1 名分、1 年間の予算とするものです。

今回の補正は支出で、賞与引当金繰入額で違算による補正と、法定福利費で、市町村共済組合負担率が変更となったことにより減額するものです。

9 ページをお願いいたします。

令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算(第 1 号)見積の基礎により、御説明いたします。

収益的支出

款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費、節 3 賞与引当金繰入額は 2,000 円を補正し、節 4 法定福利費の市町村共済組合納付金は、2 万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 4 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決しました。

日程第13 議案第65号 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について

議長（金子光喜君） 日程第13、議案第65号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 議案第65号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、450万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、46億7,432万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

総務課長（西村洋一君） 事項別明細書の歳出11ページをご覧ください。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節14工事請負費450万円は、下町橋補修工事の工事請負費が不足します。増額をお願いするものでございます。

歳入です。10ページをご覧ください。

款19繰越金に今回の補正財源として、450万円を計上しました。

なお、財源は一般財源を充てておりますが、過疎債の2次協議への申し込みを予定しております。認められれば財源更正をお願いしたいと考えております。

以上です。よろしく願います。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 4 同意第 2 号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（金子光喜君） 日程第 1 4 についての議案書を配布いたします。

[議案書配布]

議長（金子光喜君） 日程第 1 4、同意第 2 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（長谷和人君） 同意第 2 号、湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会 1 名の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

今回新たに任命いたします方は、

住所： 熊本県球磨郡湯前町 3 2 8 0 番地 1

氏名： 工 藤 維 春さん

生年月日： 昭和 3 1 年 2 月 5 日

工藤氏のこれまでの経歴につきましては、國學院大學文学部神道学科をご卒業後、昭和 5 5 年 4 月から合志市町立合志小学校を皮切りに平成 2 7 年 3 月までの退職、3 5 年間、主に人吉球磨管内の小中学校に勤務をされており、教員として地域の子供たちの教育に心血を注がれてきたところでございます。

また、人格識見ともにすぐれ、教育委員として最適でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定によりまして、議会の皆様方に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第 2 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（金子光喜君） ただいまの出席議員数は議長を除き 9 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条、第 2 項の規定によって、立会人に、遠坂議員、椎葉議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

議長（金子光喜君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。それでは、1 番議員から順番に投票願います。

「投票」

議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。遠坂議員及び椎葉議員、開票の立会をお願いします。

[開票]

議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票です。

以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第 2 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

日程第 15 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会、広報常任委員会）

議長（金子光喜君） 日程第 15、「委員会報告」

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛に提出されております。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、広報常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長宛提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で広報常任委員会の報告を終わります。

日程第16 議員派遣について

議長（金子光喜君） 日程第16、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

日程第17 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第17、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 18 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 18、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 19 広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 19、「広報常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

広報常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、タブレットに掲載の所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金子光喜君） 日程第 20、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - -

議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。

本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - -

議長（金子光喜君） これで、令和6年第4回湯前町議会定例会を閉会します。

- - - - -

閉会 午前11時38分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員